

商工文教委員会会議記録

商工文教委員長 高橋 元

1 日時

平成 26 年 3 月 20 日（木曜日）

午前 10 時 3 分開会、午後 4 時 25 分散会

（うち休憩 午前 10 時 22 分～午前 10 時 23 分、午前 11 時 22 分～午前 11 時 23 分、
午前 11 時 59 分～午後 1 時 2 分、午後 2 時 50 分～午後 3 時 9 分）

2 場所

第 3 委員会室

3 出席委員

高橋元委員長、神崎浩之副委員長、飯澤匡委員、高橋昌造委員、岩渕誠委員、
田村誠委員、小西和子委員、斉藤信委員、吉田敬子委員

4 欠席委員

なし

5 事務局職員

村上担当書記、水野担当書記、千葉併任書記、蛇口併任書記

6 説明のために出席した者

(1) 商工労働観光部

橋本商工労働観光部長、桐田副部長兼商工企画室長、寺本雇用対策・労働室長、
木村企画課長、佐藤自動車産業振興課長、山村経営支援課総括課長、
石川科学・ものづくり振興課総括課長、佐藤産業経済交流課総括課長、
岩渕観光課総括課長、飛鳥川企業立地推進課総括課長、
高橋特命参事兼雇用対策課長、千田労働課長

(2) 教育委員会

菅野教育長、堀江教育次長兼教育企画室長、作山教育次長兼学校教育室長、
永井予算財務課長、宮澤学校施設課長、藤澤学校企画課長、
松葉主任指導主事兼特命課長、佐藤首席指導主事兼義務教育課長、
川上首席指導主事兼高校教育課長、福士首席指導主事兼特命課長、
佐々木首席指導主事兼特別支援教育課長、大林首席指導主事兼生徒指導課長、
西村生涯学習文化課総括課長、佐々木特命参事兼文化財課長、
平藤首席指導主事兼スポーツ健康課総括課長、金田教職員課総括課長、
小菅首席経営指導主事兼小中学校人事課長、
土川首席経営指導主事県立学校人事課長

7 一般傍聴者

1人

8 会議に付した事件

(1) 商工労働観光部関係審査

(議案)

議案第 69 号 職業能力開発促進法施行条例の一部を改正する条例

議案第 97 号 権利の放棄に関し議決を求めることについて

議案第 98 号 権利の放棄に関し議決を求めることについて

議案第 102 号 みちのく岩手観光立県第 2 期基本計画の策定に関し議決を求めることについて

(請願陳情)

受理番号第 105 号 2014 年度最低賃金引き上げに関する請願

受理番号第 106 号 平成 26 年度岩手地方最低賃金改正等についての請願

(2) 商工労働観光部及び教育委員会関係審査

(請願陳情)

受理番号第 107 号 雇用の安定を求める請願

受理番号第 108 号 雇用の安定を求める請願

(3) 教育委員会関係審査

(議案)

議案第 85 号 岩手県社会教育委員の定数及び任期に関する条例の一部を改正する条例

9 議事の内容

○高橋元委員長 ただいまから商工文教委員会を開会いたします。これより本日の会議を開きます。本日はお手元に配付いたしております日程により会議を行います。

初めに、商工労働観光部関係の議案の審査を行います。議案第 69 号職業能力開発促進法施行条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○千田労働課長 議案第 69 号職業能力開発促進法施行条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。議案につきましては、議案（その 3）の 166 ページから 168 ページに掲載されておりますが、便宜お手元に配付してございます職業能力開発促進法施行条例の一部を改正する条例案の概要により御説明申し上げます。また、こちらの資料、通例に倣いまして 1 枚目には改正の趣旨、条例案の内容、附則関係を概括的に記載してございますが、補足的な説明が必要な条例改正案でございます。恐れ入りますが、この資料の裏面の条例改正案の概要と表題しております資料、こちらのほうを御参照いただきたいと思います。

資料の冒頭に箱書きで記載しておりますが、この条例改正案は、①、県の職業能力開発

施設の、②、専門課程の職業訓練指導員の資格等に関し、③、省令改正に伴い、④、条例改正を行うものでございます。この丸数字の内容を、箱書きの下に続く 1、2、3、4 のところで具体的に記載しております。順次御説明いたします。

まず、1の県の職業能力開発施設についてでございますが、県の職業能力開発施設は高度な職業訓練を実施するために専門課程を設置している産業技術短期大学の本校、水沢校と、普通職業訓練を実施するために普通課程を設置している千厩、宮古、二戸の高等技術専門校の2種類に大別されます。今般の条例改正は、このうちの網かけをしているほうの産技短の本校、水沢校にかかわるものでございます。

次に、2の専門課程の職業訓練指導員についてであります。ただいま申し上げました産技短の指導員は、専門課程を設置して高度な職業訓練を実施するという、その実施する訓練のレベルに鑑みまして、通常必要とされる職業訓練指導員免許の資格要件を満たす者と同等以上の能力があることに加えまして、相当程度の知識や技能を有する者とするということになってございまして、具体には工科系の大学などで専門分野について学んだ後に、博士の資格を取得した者ですとか、大学院に進んでこれを終えて、修士の資格を取得した者などとしているほか、職業能力開発総合大学校という施設において行われている指導員訓練のための専門課程、具体には応用研究課程、研究課程、長期課程という課程がございまして、ここを修了した者などとしているところでございます。

ここで、その職業能力開発総合大学校について御説明いたします。当該大学校は、学校教育法の規定によらない教育訓練施設で、厚生労働省が所管する、いわゆる省庁大学校と呼ばれる施設でございます。職業訓練指導員の養成、職業訓練指導員の能力向上のための訓練、その他職業能力開発に関する調査、研究を行っている我が国の中枢機関と言われております。今般の条例改正は、この職業能力開発総合大学校で実施されている指導員訓練の課程が見直されることになったことに伴い、改正しようとするものでございます。

その見直し内容について御説明します。3の省令改正の部分となります。職業能力開発促進法施行規則という省令が平成26年4月1日から改正施行され、ただいま申し上げましたとおり、当該大学校で実施されている訓練課程が見直されることとなっております。具体には、記載の表の真ん中から左側のほうに、改正前の指導員訓練課程という欄がございまして、この欄で網かけを付して記載しております応用研究課程、研究課程、長期課程、以上の3課程につきまして、これらが来る4月1日からは、表の右側の改正後の指導員訓練課程の欄で白抜きで記載している高度養成課程、長期養成課程、短期養成課程、この三つに改められます。

このうち、網かけをしております一番上の応用研究課程でございますが、これは現役の指導員等を対象としたコースでございます。専門課程のさらに上の課程である応用課程を指導できる指導員を養成するコースであります。これにつきましては、表の中央に取扱という欄がございまして、ここに記載しておりますとおり、名称が改められまして、改正後におきましては、高度養成課程として開設されます。

また、網かけしております研究課程、長期課程でございますが、この二つはこれから職業訓練指導員にならんとする者を対象としたコースでございますが、このうち研究課程は4年制の大学を卒業した方、あるいは後ほど御説明しますが、もう一つの長期課程という当該大学校の中の課程を終えた者などが進むコースでございます。大学で申し上げますと、大学院に相当するような2年課程のコースでございます。それから、もう一つの網かけの長期課程、これは大学の4年課程に相当するような当該大学校内のコースでございます。

以上、申し上げました研究課程、長期課程は、今般の省令改正によりまして、一旦廃止されまして、組み立て直されまして、改正後は新たに長期養成課程と短期養成課程の二つのコースに生まれ変わることになります。

このうち、長期養成課程でございますが、これは当該大学校内に別に開設されております総合課程というところがございまして、ここから進むコースあるいは普通の4年制の大学を終えた方などが指導員にならんとして進むコースでございます。

それから、短期養成課程は民間の企業に勤めておられる方などが指導員にならんとして進むコースでございます。一定のスキルは持っているという前提で、学生に対する指導力、就職支援のためのキャリアコンサルティングのスキル等々を身につけていただくための科目等を短い期間で履修していただくコースです。ただし、実際に指導員にならんとするに当たっては、学科、実技の両面で能力評価がございまして、これをクリアすることが必要となります。

4の条例改正の概要についてでございますが、現在の条例では先ほどの表の網かけした課程が記載されておまして、これが今般の条例改正で白抜き、箱書きで表示しました新しい課程に改まりますことから、今の条例から古い課程のほうを削る、新しい課程のほうを加える、古い課程のほうについては経過措置を設けるといったことが主な条例改正の内容になります。

具体には、第6条関係でございますが、ここでは専門課程の訓練基準においては、1人以上配置すべき職業訓練指導員の要件を定めてございますが、その一つとして、応用研究課程や研究課程を修了した者と規定しておりますが、これを高度養成課程、長期養成課程及び短期養成課程の指導員養成訓練を修了した者とするものでございます。

第11条の専門課程の職業訓練指導員の基準においては、現行条例では基準の一つといたしまして、実務経験が10年以上ある者をその資格者としてございますが、また特例として、5年以上でも認める者を定めてございますが、長期課程の指導員訓練を修了した者は、特例で5年以上でも認めるということを規定しているところを短期養成課程の指導員養成訓練を修了し、一定程度の技能及び知識を有する者等と規定し直すものでございます。

附則についてでございますが、施行日は省令改正に合わせて平成26年4月1日からとすること。それから経過措置といたしまして、従前、当該大学校で行われてきた訓練課程、応用研究課程もしくは研究課程の指導員訓練を修了した者や5年以上の実務経験を有する

長期課程の指導員訓練を修了した者についても引き続き指導員とみなす旨の経過措置を規定しようとするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願いいたします。

○高橋元委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○斉藤信委員 実際に今の産業技術短期大学校、産業技術短期大学校水沢校で、現状がどうなっているのか、どれだけの職業訓練指導員がいるのか、見直しとなるのか。

高度養成課程というのは、期間がわからないのだけれども、どのぐらいの期間で養成するのか。また、長期養成課程というのは、総合課程の場合1年、工科系大学卒は2年となっているけれども、これは大学を卒業して、例えば県庁なら県庁に就職して、この大学校に通うのか。どういうルートなのか、それらも教えてください。

○千田労働課長 お答えする答弁が逆になってしまいますが、一番最後に御質問がありました長期養成課程は、大学で4年間学んで就職するのではなく、指導員になろうということでこちらの総合大学校に入って、そこで2年学んでいただくというコースが一つ考えられます。

それから、もう一つは、当該大学校の中にあります総合課程、いわゆる大学の4年課程みたいなところなのですが、ここで学んだ後に、一般企業に就職するのではなく指導員になりたいということで長期養成課程に進んで1年間勉強していただいて、そして指導員になるというコースが考えられます。それから、高度養成課程は1年課程でございます。

それから、指導員の配置の状況でございますが、現在、産技短、それから技専高を全部含めましてですが、61名の指導員がおりますが、このうち産技短の本校、水沢校につきましては、本校が30名、水沢校が16名となっております。

○斉藤信委員 そうすると、例えば大学を卒業して、みずからの進路として職業指導員になりたいという人は、厚生労働省の職業能力開発総合大学校に入学すると。授業料なんかあるのかなのか、それも示してください。今まででもそうだったのか、例えば職業指導員になろうという人は、大学を卒業してから厚生労働省の職業能力開発総合大学校に入るのか、修士とか博士課程とあったけれども、例えば修士課程を終えた人はどういう形になるのか、もう少し詳しく言ってください。

それと県内には61人の職業指導員がいると、本校が30人、水沢校は16人、すると46人ですね。あとの人たちは、普通職業訓練の指導員になっているということでもいいですか。

○千田労働課長 先ほど申し上げた指導員数の差し引きの残りの部分につきましては、千厩、宮古、二戸校で訓練指導員をやっている指導員でございます。それから本庁の私どもの室にも2人ほど指導員が勤務してございます。

それから、職業能力開発総合大学校の授業料については、申しわけございません、今手元に資料を持ってございませんので、調べさせていただきます。

それから、大学の大学院まで進んで修士の資格を取得した方などが指導員になる場合は、この大学校に進む方法もございまして、それから指導員そのものになる方法が実は複数ござ

ざいまして、この総合大学校で開設されているコースを受けるということが絶対要件というわけではございません。ほかにも例えば一定の実務経験を積んで、そして指導員免許の試験に合格してスキルを持っているというふうに認められれば、その上で県のほうで選考採用して、適格者であると判断されれば採用されます。さまざまなコースがございまして、その中の一つということで、この総合大学校がございまして、

○**斉藤信委員** 私は工学部出身で、こういうのがあると知らなかったけれども、私の後輩で指導員をやっている人もいますけれども、例えば職業能力開発総合大学校に入学して資格は取った。しかし、県職員の採用試験を通らないとなれませんね。ということだよな。

○**千田労働課長** はい。

○**斉藤信委員** なかなか資格を取ってもね。これはどのぐらい卒業生がいて、就職状況はどうなっているのですか。

○**千田労働課長** 申しわけありません。先ほどの授業料などと合わせて、卒業生の数も調べさせていただきます。

○**斉藤信委員** 職業指導員は 61 人いるというけれども、例えばこれから資格を取るべき対象の人はいるのか、それはどうなのですか。あと産技短なんかで教員と言われる人は、イコール職業指導員ということなのか。これ以外に教員はいないのか。本校にたった 30 人でいいのですか。それぞれ専門があると思うのですが、電気とか、機械とか、情報とか、建築とか。教員の数が少ないと思っているのだけれども、学科、コースと合わせてこの程度で、いわば職業指導員の定員というか、これで必要人数は満たしているのですか。

○**千田労働課長** 現在県立施設で訓練指導に当たっている指導員は、全員指導員の資格を持ってございます。

それから、この数で足りるのかということでございますけれども、この 61 名では全ての訓練コースを回していくのは難しいところがございまして、実際には外部講師の方を頼んで授業などを行っていただいておりますし、非常勤の講師の方もお願いしてございます。

○**斉藤信委員** 足りないので外部講師、非常勤で頼んでいると。例えば正規の教員でやろうとすればどのぐらい必要なのですか。

○**千田労働課長** 申しわけありません、正確な数字を手元に用意してございませんです。

○**高橋元委員長** よろしいですか。

○**斉藤信委員** 回答がないからね、どうしましょう。

○**高橋元委員長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**高橋元委員長** 休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○**高橋元委員長** 再開いたします。

ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋元委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋元委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 97 号権利の放棄に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○山村経営支援課総括課長 議案（その 3）の 223 ページをお開きください。議案第 97 号権利の放棄に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。便宜配付している資料により説明させていただきます。

1、提案の趣旨は、中小企業高度化資金貸付金の一部について、権利を放棄するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 10 号の規定により議会の議決を求めようとするものです。中小企業高度化資金は、中小企業者が組合を設立して、工業団地やショッピングセンターなどを建設する事業に対して、県が貸し付けを行うものです。

2、権利放棄の内容は、陸前高田市にあります高田松原商業開発協同組合が行ったショッピングセンター、リプルというショッピングセンターがございました。リプルの整備事業に対し、平成 13 年に貸し付けを行っており、現在の貸付残高 4,836 万 4,741 円について放棄しようとするものです。

3、権利放棄に係る経緯は、ショッピングセンターリプルが東日本大震災津波により滅失し、貸付金の償還が困難になっていることから、貸し付けを受けた組合と、その構成員の円滑な再建を支援するため権利を放棄しようとするものです。

本件は、昨年の平成 25 年 2 月定例会において、まず共同店舗、建物の部分として 3 億 6,978 万 6,000 円の債権放棄を承認いただいております。今般、該当する土地が陸前高田市に買収され、その代金が組合から県に償還されましたが、なお残高があることから権利を放棄しようとするものです。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○高橋元委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○斉藤信委員 今の説明だと、共同店舗の建物については、既に 3 億 6,978 万円余の債権を放棄したと。今回は土地の分ですね。買収、売った分は戻ったと。その残金が 4,836 万円余だということですね。わかりました。

私は当然だというふうに思いますが、今度の震災でこういう形で高度化資金を借りていた業者その他の被害を受けた実態というのはどうなっていて、それへの対応の現状はどうなっているのでしょうか。

○山村経営支援課総括課長 今回の大震災によりまして、被害を受けた箇所は8カ所、そのうち、昨年の2月議会でこのリプルと、宮古市の商店街と、モディーという一関の会社、ここにつきましては建物の部分の債権放棄をさせていただきました。その他の5社については被害の程度も軽かったものとかありますし、いろいろな地震保険に入っていたり、そういうもので復旧しているところがございます。

○高橋元委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋元委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋元委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋元委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第98号権利の放棄に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○山村経営支援課総括課長 引き続き、お手元に配付している資料により説明させていただきます。議案第98号権利の放棄に関し議決を求めることについてでございます。

1、提案の趣旨は、いわてベンチャー育成投資事業有限責任組合出資資金貸付金の一部について県の権利を放棄するため、議会の議決を求めようとするものです。

2、権利放棄の内容と、3の権利放棄に係る経緯をまとめて御説明します。いわてベンチャー育成投資事業有限責任組合は、中小企業に対して投資などの直接金融による資金供給、地域経済をリードする企業の創出を目的として、平成14年に県、中小企業総合事業団、国と県内の民間企業など計21者が総額10億円の出資を行い組成しました、いわゆるベンチャーファンドです。

ファンドは株式の購入などにより投資を行って、その上で経営のアドバイスなど経営支援を行い、株式の配当や売却益を出資者に分配する枠組みとしておりました。県はこのファンドに対し、岩手産業振興センターへの貸し付けを通じて2億5,000万円を出資したところですが。ファンドは平成25年4月に期間満了し、全ての出資者の同意を得て、既に清算されたところであり、この間42の企業に投資を行い、上場できた企業もありますが、総じてリーマンショックなど不況の影響を受け、分配金の合計額が出資金の額を下回る結果となりました。

産業振興センターに対しては、出資金額に応じて分配金が支払われておりますが、分配金は1億2,535万4,525円にとどまったところですが。この差額については回収の見込みが

なく、産業振興センターからの償還が困難となっていることから権利を放棄しようとするものです。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○高橋元委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○斉藤信委員 42社に投資をしたということですね。これは結局、投資、貸し付けした額というのは幾らで、回収した額が幾らになっているのか。そして、いわば返済されなかった額というのは幾らで、21者に、これをきれいに出资比例に基づいて返還されているのか、そこを示していただきたい。42社は今どうなっているのでしょうか。

○山村経営支援課総括課長 資料の一番下の表ですが、全体で10億円の投資を行いまして、結果として分配金が5億円余。その差額が、差額ということでございます。そして出資者の出资比例に応じて正確に計算しまして、分配金が戻っているということになります。

それと42社でございますが、1社は株式上場しております。ただ、それ以外では破綻した企業もあり、継続している企業もあるということで、かなりばらつきが出ているところでございます。

○斉藤信委員 かなりばらつきではなくて、42社のうち今も残って事業を継続している企業は何社なのか。そして、だめになった企業がどのぐらいあるのかと。この分配金というのは、結局、投資して回収できなかった残額という意味でいいのですか。

○山村経営支援課総括課長 失礼しました。上場企業が1社、そして破綻した企業が12社、現在も営業継続、企業が続けているところが29社ということでございます。分配金は、投資しまして、その投資先から回収できたお金が5億円余ということでございます。

○高橋元委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋元委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋元委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋元委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第102号みちのく岩手観光立県第2期基本計画の策定に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○岩瀨観光課総括課長 議案第102号みちのく岩手観光立県第2期基本計画の策定に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。議案（その3）の230ページ、231ペ

ージをごらんください。なお、説明に当たりましては、お手元に配付させていただきましたみちのく岩手観光立県第2期基本計画案の概要と書かれた資料と計画案により説明をさせていただきます。

この計画の策定につきましては、さきの12月議会におきまして県行政に関する基本的な計画の議決に関する条例第4条の規定により、報告議案として提出させていただいておりますが、その後のパブリックコメント等を踏まえ、同条例第3条第1項の規定により策定に関する議決を求めるものであります。

まず、策定の趣旨についてであります。この計画はみちのく岩手観光立県基本計画条例第10条の規定に基づき観光振興に関する総合的かつ計画的な目標及び施策等について定めることを目的に策定しようとするものであります。

次に、計画案の概要について御説明いたします。実施期間であります。平成26年度から平成30年度までの5カ年とするものであります。計画の目標についてであります。被災地の観光産業の復興加速により沿岸地域経済の活性化を図り、観光による岩手の復興を目指すこと。また、本県が有する多彩な観光資源を磨き上げて、来てよかったと思えるような日本一のおもてなしを目指すことにより、県内全体の地域経済の活性化を図ることとしております。

観光振興に関する施策についてであります。計画の目標達成に向けて、県、市町村、観光関係団体や観光事業者及び県民が互いに連携しながら、地域資源を生かした魅力的な観光地づくり、観光人材の育成や二次交通などの受け入れ態勢の整備、効果的な情報発信と誘客活動、国際観光の振興、三陸沿岸観光の再構築の五つの取り組みを進めていくこととしております。

この計画につきましては、さきの12月議会の当委員会におきまして、素案段階のものを説明させていただいておりますが、その後、パブリックコメント等を経て修正した部分を説明させていただきます。

裏面のみちのく岩手観光立県第2期基本計画(案)、素案からの主な修正内容と書かれたものをごらんいただきたいと思います。

13ページにありますが、本委員会やパブリックコメント等において食関連の意見が多数ありましたが、⑥、本県への旅行に求めるものとして、おいしいものを食べるという割合が最も高いといった内容のアンケート調査を追加したところでございます。

14ページ、16ページ、17ページですが、岩手県商工観光審議会やパブリックコメント等の意見を反映し、3の本県観光の強みと弱みの機会の欄に、⑨として、和食の世界無形文化遺産登録、⑮として、国体(冬季国体を含む)に全国障害者スポーツ大会の開催、⑯として、ラグビーワールドカップの日本開催を追加するとともに、機会の中で、今後、特に観光に活用していく必要があるものとして、16ページ、17ページに記載を追加したところでございます。

27ページでございますが、1、地域資源を生かした魅力的な観光地づくりの(4)、県産

品の魅力を生かした観光の促進を、(4)、県産品や食の魅力を生かした観光の促進に修正するとともに、内容を追加したところでございます。これは、食や土産品による誘客は重要との意見が多くあり、これらを踏まえ、書き込みを追加したところでございます。

34 ページですが、本委員会における委員からの意見で、国際観光では台湾だけに絞ったように見えるという御意見をいただいておりますが、4、国際観光の振興の(1)、海外の一般消費者に対する情報提供の強化、及び(2)、海外の旅行会社に対する商品造成支援の促進の中で、東アジアを中心としたを東アジア、豪州、東南アジアを中心としたに修正したところでございます。また(3)、外国人観光客の受入環境の整備に今後、有望市場となる可能性のあるイスラム圏からの誘客に向けた受入研修などを追加したところでございます。

39 ページですが、(3)、観光に関する団体や商工団体の役割の地域参加型の観光推進組織の立ち上げを各地域の観光推進組織の強化へ修正いたしました。これは、岩手観光立県推進会議の県の委員からの意見を反映したものでございます。その他、グラフが見つからないという意見を反映し、できる限り見やすいように修正したところでございます。また、ページの下段に記載していましたが用語解説ですが、パブリックコメントにおける意見等を反映し、用語の追加をしたところでございます。以上が素案段階からの変更点でございます。

この計画につきましては、議決いただいた後に、速やかに計画を策定し、県民等へ公表するとともに計画に沿った施策事業を展開してまいりたいと考えております。

よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

○高橋元委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○岩淵誠委員 以前この素案の段階で御報告いただきまして、私も意見を申し述べたところでありましたが、今回の改定をいたしますと食に関する部分が少し前に出てきたかなということについては評価したいと思います。

ただ、16 ページにある和食の世界無形文化遺産登録の表記については、ほかのところはかなり岩手県とのかかわりについて表現をしているのに対して、その部分が抜け落ちていたかなと。農林水産省のユネスコに対する無形文化遺産の推薦書等を拝見しますと、岩手県の食文化についての記述があつて、かなりの部分の記述があつて、それがユネスコのところに、推薦書の中に示されたわけですから、もう少し岩手の部分というものを書き込んでよかったのかなという気もしますが、この程度の記述になったのはなぜですか。

○岩淵観光課総括課長 書き込みのボリューム感と申しますか、全体としてはかなり項目数等々もございます。また、この計画につきましては広く一般の県民の方々によく読んでいただきたい、関心を持っていただきたいという趣旨で各項目、ボリューム感といいますか、均等に分量を考えたところでございまして、特に内容的に、確かに不足している部分はあるのかもしれませんが、全体として他との均衡も考えて、こういうバランスで記述させていただいたところでございます。

○岩淵誠委員 私はボリューム感の話をしているわけではなくて、親近感とか身近さとい

うことであれば、岩手県がどういう役割を持ち、どうだったのかという背景を承知の上で書き込んでいただきたかったなど。これは御意見として申し上げますけれども、これはこれでやむを得ない部分があるとすれば、いずれその背景の部分をきちんと知らしめる何らかの方策はやるべきではないかというふうに思います。

そこで、前回は指摘をしたのですが、食についての部分を推進することを担保するためには、やはりそれなりの体制といいますか、前回は審議委員なり、幹事会のメンバーについて、食関係の人がいないということを指摘しましたけれども、これについて、例えば食の部分の前面に押し出していくための具体的な推進体制、あるいは人選等については、何か今の段階で考慮されているのか、お知らせいただきたいと思います。

○岩瀨観光課総括課長 さきの委員会におきまして、推進会議のメンバーに食関係の方を、あるいはお土産品の関係の方、そういった方々を人選すべきではないかという御指摘をいただいております。そういった御意見を踏まえまして、現在の推進会議のメンバーでございますけれども、ことしの5月に改選ということもございまして、その際には食関連の方々、あるいはお土産品に携わっている方で、特に観光客の方々と接点を持っている方、こういった方を実際になっていただく方向で、現在考えているところでございます。

また、食に関しては、さまざまな取り組みというものがこれから必要になってくるというふうに考えておまして、県庁の関係課との連携、あるいは民間、食関係の事業者との連携、そういったものを強力なものにしていくことが必要だと考えておりますので、しっかりとした体制を組みながら今後の展開を進めてまいりたいと考えております。

○岩瀨誠委員 わかりました。本会議場での質疑の中でもミラノの万博の話がありまして、その担当は商工労働観光部だとお聞きしております。やはり食文化で人を呼び込むということであれば、絶好の機会となると思いますし、当然その器なり、例えば岩手の食の復興も素材そのものだけではなくて漆で器をつくって差上げると、そういった総合的な部分も含めてぜひ進めていただきたいと思います。

もう一点ですが、東アジアを中心としたというところから、範囲を広げてオーストラリア、東南アジアということになったと思います。これは現状でオーストラリアあるいは東南アジアからの入り込みはどのような状況になって、今後さらに詳細はお決めになると思うのですが、この計画に基づくことによって、具体的に入り込みの目標数値というのが今後の詳細計画の中に示すお考えがあるのかどうか、お示しいただきたいと思います。

○岩瀨観光課総括課長 インバウンドの関係でございますが、震災後、かなり急激にお客様が減って、震災前との比較でいきますと大体半分ぐらいになっているという現状がございます。そういった現状を踏まえて、まずは平成26年度までに震災前の数字に戻すと。具体的に申し上げますと、宿泊ベースで、現在24年ベースで4万人ちょっとという状況でございますけれども、それを26年度、震災前の水準、これが8万ほどでございますが、まずはそこに戻すということが今の基本的な考え方でございます。

そういう中で、まずは台湾との関係というものをしっかりと強化をしながら、台湾を最

重点市場に位置づけまして、台湾からの誘客を進めていく。加えまして、そのほか中国あるいは韓国というところもあるわけですが、ここはなかなかすぐには戻ってこないという状況ではありますが、特に中国あるいは韓国といったところについては、テーマ性のあるものということで、特にスキーとかゴルフとか、そういったところに絞った形で誘客を進めていこうというふうに考えています。また、オーストラリアについては、平成20年度からオーストラリアの市場にアプローチをしまいいりました。特にここはスキー客を誘致しようということで、現在かなり伸びておりまして、今シーズンのスキー客、オーストラリアはこれまでで最高の数字を上げているという状況でありますので、オーストラリアについてはさらにふやしていきたいということが一つ。

それからもう一点は、東アジア、東南アジアということで、ここはタイを中心にして訪日客がかなりふえておりますので、そういった方々を岩手にも引っ張ってきたいというふうに考えております。全体とすれば、早い段階で震災前の水準に戻し、そして拡大基調に乗せていくというのが基本的な考え方でございます。

○岩渕誠委員 私の聞き方が悪かったのだと思いますが、今オーストラリアからどれぐらい来ていて、そして東南アジアからどれぐらい来ていて、今後の詳細計画の中で、これを書き込んだ意味を、目標数字みたいのものを策定するのかどうかということ聞いたつもりでありましたが、それを。

○岩渕観光課総括課長 平成24年、暦年の数字で申し上げます。オーストラリアについては690人、それからタイですが、780人という数字になっております。個々の市場ごとの計画の数字というものについては、考えておりません。全体として、先ほど申し上げましたように、震災前の数字に戻すという方向で考えているところでございます。

○小西和子委員 私は、来てよかったと思ってもらえるような日本一のおもてなしというところで御質問させていただきたいのですけれども、確かに地域の資源等もありますけれども、私がまた行ってみたいと思うのは、その土地でいろいろ困ったときに、一般の人がどのように接してくださったかということが私自身は大きかったです。まず、日本一のおもてなしということですが、どのようなことを指しているのかお伺いいたします。

○岩渕観光課総括課長 おもてなしの関係でございまして、私どもとすれば、観光客の皆様が岩手に来ていただいて、そして来てよかったと満足していただく。それはいろんなケースがあるかと思いますが、例えば食であったり、あるいは地域の方々に接することで地域の人たちが好きになる、ファンになるという方も実際に多いかと思うのですが、いろいろな形態はあるかと思いますが、やはり岩手に来て本当に満足していただけるということ、そういった受け入れ態勢をしっかりとってやっていきたいという趣旨で日本一のおもてなしということはこの計画の中に盛り込んだところでございます。

○小西和子委員 29ページに県民運動などによるおもてなしの実践というふうにあります。これは観光施設、宿泊施設の従業員というのは想定どおりですけれども、一般の方々

に対してもどのようにアピールしていくのか、お伺いいたします。

○岩渕観光課総括課長 一般の方々に対するおもてなしの計画と申しますか、岩手DCの際に、あなわん運動という形で、あなたも私もわんこきょうだいということで取り組んだ経緯がございます。そういった取り組みを現在も行っておりますし、また国体が近づいてきますけれども、そういったものにまた合わせながら、しっかりと岩手の県民の皆さんにおもてなしの心と申しますか、そういった機運を盛り上げていきたいというふうに考えております。

○小西和子委員 県民運動というので、特定の仕事に従事している方だけでなく、県民全体の運動にしていかなければならないと思うのですね。実は私、商工文教委員会でだったのでしょうか、長崎に視察に行きまして、さるくを調査いたしました。歩いて回れるぐらいのエリアを一つの地域として、そこの観光案内でしょうか、そういうのをガイドしてくれる方を大勢募っていて、予定の時間になったら、参加したい観光客が行って一緒に歩くというようなもので、コースが何十とあるのです。私はほかの人と一緒に歩いて、歩くのが速いので、ただ資料だけ持って歩いたのですけれども。

そして、次はどこに行こうかと思っ、その調査の次に、また行きたくなくて行ったのです、長崎に。たまたま一人で歩いたときだったのですが、一般の人が声をかけてくれたのです。どうかしたんですかと、迷子になったと思ったらしくて。次にほかも見たいんです、どこかお勧めないですかと言ったらすぐ教えてくれたのです。あそこの個人の美術館がいいですからどうぞと。私が間違いそうだと思ったのか、ずっとそこにちゃんと入っていくまで見てくださって、実は隣に迷って入っていったのですけれども。そういうふうに一般の方が本当に親切にしてくださったのです。多分その方だけではない、中に入って美術の説明をしていただいて、そこの喫茶で話をしていたら、常連のお客様がいろいろお話をしてくださって、お土産を聞いたり、これから見たらいいところはここだと聞いたりとか、名物の食事ありますよね、てんこ盛りの食事はどこがお勧めかというのを聞きました。そういうことが本当のおもてなしだと私は思います。

そこで、40ページに、困っている人を見かけたら一声かけましょと書いてはあるのですけれども、県民性からいって、岩手県人は内気で無口な人が多いので、国体を前にしてはいますけれども、積極的に声をかけるような取り組みをしていくのが大事かなと。もちろん商工労働観光部だけではなくて全体で取り組むことなのですからけれども、お題目は、あなわん、あなたもわたしもわんこきょうだい、あなわん運動というのがあるのですけれども、具体的にステップを踏んで取り組んでいかないと、なかなか長崎の方々のようにはいかないと。そのあと私が駅まで行くといったら、では私も一緒に行きましょとか、そのままやったださるのです。

○高橋元委員長 簡潔にお願いいたします。

○小西和子委員 はい。そこで、本当に困っている人がいたら声をかけるような、このような運動にするためにはどのようなステップを踏んで、あなわん運動を展開していくのか

お伺いたします。

○岩瀨観光課総括課長 委員御指摘のとおり、地域の方々と接するということが、そこは観光にとって非常に楽しみにする部分でもあるでしょうし、感動する部分でもあるというふうに考えております。あなわん運動については、まさに県民運動的な形で、これからさらに注視といいますか、運動を展開していく必要があると考えておりますし、国体におきましても、そういったわんこそば等々を活用しながら展開しておりますけれども、いろいろと知恵を出しながら、工夫しながら、県民運動としてさらに広がりを見せるように、これからいろいろと検討させていただきたいというふうに思います。

○小西和子委員 基本計画としては、パブリックコメントについても盛り込んだりして、レベルアップしているなと思いますけれども、お題目だけに終わらないで、本当のみちのく岩手観光立県となるように取り組みを進めていただきたいと思います。

○斉藤信委員 私は今の説明を聞いて、この間の審議やパブリックコメント、各界のさまざまな意見を踏まえて、かなり充実したと思います。その上でお聞きしたいのですけれども、4ページのところで旅行形態の変化という部分で、家族との旅行が49.8%、まず全体の5割ですね。旅行形態が本当に大きく変化して、家族との旅行が中心になってきたという中で、家族旅行に応えるような対応、これはどういうふうに考えられているのかが第1点。

あと二つ目は、5ページのところで、旅行に行くに当たっての情報源はインターネットというのが、これは48.7%、これまた約半分なのですね。そうするとインターネット、ホームページの発信、県内でいくとどういう情報が一番活用されているのか。県のホームページなのか、それともJTBなのか、そういうことがわかるか。私はここが一つの勝負だと、新しいところを開拓する上でね。その点では、現状、今後の努力はどうなっていくのか、これが第2点です。

そして、第3点なのですけれども、これは8ページのところで、震災後の本県観光をめぐる現状ということで、内陸は戻ってきていると。これは平泉の世界遺産登録がありました。県北・沿岸では、震災前の水準に戻っていない、半数程度にとどまっていると。宿泊施設が約8割に回復したと言われてはいますが、今多くは復興の人員で使われている。復興需要というのは恐らく長くてあと5年、ことし、来年あたりがピークですので、簡単にはこの需要の状況というのは変わらないと思うけれども、そういう中で、県北・沿岸の観光を復興に負けないようにどう取り組んでいくのかという知恵がないと、復興で抜けたときに穴が開いてしまう。ここは難しいところだと思うけれども、復興を進めながら、教育旅行などの取り組みも今までの最高だとなっていますけれども、どう県北・沿岸の観光を進めるのか、これが三つ目です。

そして、あと四つ目は10ページなのですけれども、宿泊旅行者の居住地割合を見ると、一番岩手県に来て泊っていただけるのは、やっぱり東北なのですね。だから、東北の中で、岩手に行ってみたい、泊ってみたいということが今の現状から見れば大事なので、

その点でいくと、山形県、福島県からは少ないなど。お隣の秋田県も少ないなど。本当に宿泊客をふやすという点でいけば、身近なところでそういう手立てがあるのではないかという感じがしますし、西日本からの宿泊が極めて少なくなっている。これは風評被害もかわっていると思うのですね。岩手のもの、東北のものは、関西以南では本当に売れないと言われて、これは観光だけではなくて、関西以南の風評対策というのは、いろいろな産業にとっても大きな障害になっているので、関西以南の風評対策、これ全庁を挙げて、インパクトのある、ただだらではなく、本当にことし勝負するような取り組みが必要ではないのかというふうに思います。花巻空港でいけば名古屋便があり、大阪便があるわけですから、それがもっと活用されるような取り組みが必要ではないのかと。

あと最後ですけれども、外国の観光客のところなのですけれども、8万人、震災前を取り戻して、次は16万と飛躍するのですね。これちょっと飛躍ではないのかと、目標的に見れば意欲的目標ということは言えるかもしれないけれども、16万人というのは余り根拠がないのではないかというふうに思うし、あと最後の最後ですが、食文化ね、一番、食についての希望が高いというわけですから、しかも岩手の食文化をどう発信できるかというのが本当に中心をなす課題ではないのかと。私自身感じているのは、昔はおいしそうなのがたくさん出る。でも、そんなにたくさん食えるものではないのです。量は少なくともおいしいものというか印象に残るもの、岩手県に来てよかったというような、やっぱりそういうものを。家族旅行ならなおさら食文化というのも、そういう形で量より質。そして、岩手それぞれの地域を感じるような食文化というか、そこまで練り上げることが大事かと。全部聞きしましたけれども、そういうことで、この計画に基づいてどう進めようとしているのかお聞きしたい。

○岩瀨観光課総括課長 まず最初にFIT、いわゆる団体旅行から個人、あるいは家族という流れがございます。そういったものに対して、基本的にはいろんな情報発信、インターネット等を通じた情報発信、単にホームページだけではなくて、SNSといったようなものも含めた情報発信が必要になってくるというふうに考えておりますし、また団体旅行と個人では、個人の場合だとどこでお金を落としてもらうのかというあたりが非常に大切なことになってくるのかなと。その地域に入って周辺でお金を落としてもらうというような、そういった知恵をこれから出していかなければならないというふうに考えております。地域の観光事業者、ホテル、旅館も含めた形での取り組みというものが今後ますます必要になってくるかなというふうに考えております。

それからインターネット、ホームページの実績といいますか、特に岩手DC以降、岩手のホームページにつきましては、かなりアクセス件数がふえておりまして、平成24年度、25年度という形でふえている状況がございます。それは、あまちゃんの関係ということももちろんあるかと思っておりますけれども、非常にふえてきておりますし、内容についても濃いものといいますか、特集的なものをまた組んで、なるべく関心を持っていただけるような形で取り組んでおります。今後とも情報発信については、県のホームページだけではな

くて、さまざまな形で、例えばネットエージェントとの連携によって、例えば岩手の特設サイトをつくって発信するとか、いろいろな手法が考えられますので、効率のいい効果的なものを考えてまいりたいというふうに考えています。

それから、内陸の関係でございますが、委員御指摘のとおり、まだ復興需要で下支えされている状況でございます。そういう中で、真のお客様、観光客が入ってこそ、真の復興につながっていくというふうに認識しておりまして、現在、8割、9割という回復状況がございますけれども、あまちゃんのロケ地として、いろんな新しい流れとして、ジオパークであるとか、4月に入るとSL銀河が走ります。いろいろな観光資源といいますか、素材がございますので、そういったものを組み合わせながら、内陸から沿岸のほうに人の流れをつくっていくことを進めていきたいと考えておりますし、また教育旅行の部分でも震災学習がふえておりますので、これまでは、どちらかという沿岸のホテル、旅館になかなか宿泊できておりませんが、これからはそういったホテル、旅館が再開される中で、宿泊も可能になってくる部分もあろうかと思っておりますので、積極的に取り組んでまいりたいというふうに考えています。

それから、居住地割合の関係でございますが、委員御指摘のとおり、東北が一番多い状況でございます。ここからいかにして岩手に入ってきていただくかというのも一つの課題だと考えています。私どもも、例えば東北各県へのキャラバンを実施するとか、仙台とか青森でいろいろな合同の観光展を開くとか、PRするとか、そういった取り組みも進めておりますので、引き続きそういった取り組みを強化していきたいと。

また、西日本につきましては、なかなか厳しい部分もあるのですが、飛行機でつながっている名古屋あるいは大阪、そういったところで観光客誘致の説明会を開いておりますし、あるいは震災学習等で大阪で説明会を開くとか、あるいは九州から教育旅行のお客様を引っ張ってくるということで、九州でもそういった動きを進めております。ぜひ全国から震災で生まれた絆、そういったものをさらに交流で深めていくような、そんな取り組みが必要だというふうに考えておりますので、懸命に努力してまいりたいと思っております。

外国人の伸びの関係につきましては、これは訪日の外国人客が日本全体ではかなり伸びていると。平成24年、25年の暦年でいくと1,000万人を超えたという中で、2020年のオリンピックでは2,000万人、その10年後の2030年には3,000万人という高い目標を国も掲げております。県としても16万人、もちろん低い数字ではございませんけれども、しっかりと取り組んでまいりたいと考えています。

それから、食文化の発信の関係でございますが、ここはまさに岩手県の強みであり、売りの部分でございますので、当課に限らず全庁的な形でしっかりと発信をしていきたいと考えておりますし、まさに量よりも質の部分が大事だというふうに思っておりますので、いろいろと工夫しながら取り組んでまいりたいと思っております。

○神崎浩之委員 ぱっと今見させていただいたわけなのですが、前回私がお話ししたユニバーサルデザインの関係、特に宿泊施設について指摘したわけですが、ほとんど何

も変わっていない。やっぱり商工労働観光部というのは、障がい者とか高齢者に対するのはこの程度なのかというふうに思っているところなのです。追加されたのが全国障害者スポーツ大会が来るよというふうなものが追加されてあるのですが、だから大変なのです。障害者スポーツ大会が来て、来たのだけれども、全然配慮されない、もう二度と岩手には来ないよというふうに思われたら逆効果なのですね。その点いかがですか。

○岩渕観光課総括課長 ユニバーサルデザインの関係でございますが、ここでは大きくは取り上げていませんけれども、ただ観光客、それから高齢者、障がい者の方々を受け入れる中で、観光振興上、ユニバーサルデザイン化というのは大変重要なことであるというふうに認識しております。そういう中で、障害者スポーツ大会が来るわけですが、それに向けて、一つは国体局のほうでもいろいろな取り組みをしている。そこと私どものほうとしっかりと連携をしながら、また関係する部署との連携を進めながら、ユニバーサルデザイン化が進むような形で、そこは具体的にこれからどうするかということについて議論をしてみたいと思っております。

○神崎浩之委員 それで、29 ページに全国障害者スポーツ大会が来ますよ、それに向けて受け入れ態勢をどうするかという中にユニバーサルデザイン化の推進というのがあるわけなのですが、私が言った宿泊関係、まちづくりの関係とかないわけです。今 J R が一生懸命、駅関係はどんどん、どんどん進んでいます。一ノ関駅もさらに在来線まで、それから平泉駅もどんどん、どんどん進んでいるわけなのですが、そこから先。それから先ほど言いましたけれども、宿泊先がなかなか対応できていないと。岩手の売りというのは、どちらかというと山であったり、川であったり、神社仏閣であったり、障がい者、高齢者には意外と厳しくなっているのです。そういう中で、京都は退職した方とか、いろいろと高齢者、障がい者に配慮して、それをターゲットというか、対象にして誘客を進めています。そういうことも含めてね。

30 ページには表がありまして、プラットホーム整備構築ということで、ユニバーサルデザイン化の促進というふうにあるのですが、本当に商工労働観光部の人はユニバーサルデザインということがわかっているのかなというところまで思っているのです。例えば、安全で快適な通行空間の確保ということで、電線地中化と書いてありますが、これはどっちかというと景観なのです。障がい者、高齢者の場合は段差解消とかトイレなのです、多目的トイレ、それからその表示なのです。そんなこともあるので、なかなかわかってないのではないかと思います。いずれ、障がい者とか高齢者に配慮している施設というのは、その土地の文化のバロメーターみたいなこともあって、日本一のおもてなしというふうにうたうのであれば、なかなか難しいのではないかと。この 29 ページの(4)のユニバーサルデザイン化の促進について配慮していただきたいなど。

来年度も平泉で、平泉観光のバリアフリー事業をやりますよね。モニターで障がい者を関東から連れてきて、そういうことで推進すると。6 年ぐらい前にもやっているのです。そんなこともあるので、全国障害者スポーツ大会が来て、障がい者が来たときにもう二度

と来ないというふうにならないようにやっていただきたいと思います。どなたが答弁するか、部長あたりかな、よろしくをお願いします。

○**橋本商工労働観光部長** 委員御指摘のとおり、ユニバーサルデザインというのは高齢者、障がい者のみならず、どなたにとっても必要な環境というふうに考えておりますので、例えば宿泊施設等でもトイレの対応とか活用可能ですか、インターネット等でも、表示の掲示をしてございますが、さらに国体、障害者スポーツ大会を迎えるに当たりまして、可能な限りホテル、旅館業界等の方々ともそういったユニバーサルデザイン化できる部分について、できることからまずしっかりと取り組みながら、おいでいただいた方に少しでも満足いただけるような環境整備のために、県として努力をしてまいりたいと思います。

○**吉田敬子委員** 16ページの北海道新幹線函館開業の部分でお尋ねいたします。本県が通過点となる懸念もはらんでいるということで、多分そのようにならないような取り組みをされるとは思っているのですが、先日岩手県中小企業家同友会の勉強会に参加させていただいた際に、参加されていた方の懸念として、東京—金沢間の新幹線が開通されることで、東北に今まで来ていた方が金沢に行ってしまうのではないかとことを結構皆さんおっしゃっていました。私自身は行っていませんけれども、盛岡市のカワトクで金沢の物産展が最近開催されていたみたいで、私は調べていないのですが、金沢が急激に——石川県としてだと思えるのですが、盛岡以外にももしかしたら東北の各県で物産展をされているのかと。北海道—東京間の部分での通過点としないという部分は取り組んでいかれると思うのですが、一方でそちらのほうに流れていかないような取り組みも、今後必要だと思うのですが、県としてその辺どのように認識されて取り組んでいくのかも含めて質問させていただきます。

○**岩渕観光課総括課長** 北海道新幹線函館開業の関係でございますが、委員御指摘のとおり、時間が短縮になるということで、そこは交流の拡大という部分でプラスになる部分もあるのですが、一方では通過点になる可能性もありまして、危機感も私どもは持っております。北海道と東北、交流人口を拡大して経済の活性化につなげようということで、東北観光推進機構、そして北海道の観光推進機構、そこが連携をもう既に始めておりますけれども、私どものほうも北海道と合同で、北海道のほうで岩手の観光のPR等を既に進めておりますし、いろんな形で交流人口が拡大するように北海道と連携をしながら今後さまざまな必要な事業を展開してまいりたいと考えています。

また、教育旅行に関しても、北海道から来るお客様が一番多いのですが、一方で、おっしゃるようなほかの地域に行ってしまう可能性もあるのではないかとという危惧もありまして、そのためにはしっかりと岩手の強みを提案していこうと。それは、やはり平泉の歴史学習、そして農山村、漁村の体験学習、震災学習、そういうミックス案というのは岩手にしかないということで、そこは北海道に対しても積極的に提案をしております、岩手の強みを提案して、岩手に入ってきていただく、そういう取り組みも引き続き進めてまいりたいというふうに考えています。

また、北陸新幹線の関係につきましても、これは東北全体で、東京から北のほうに向かっていただくような、そういう流れをつくる必要がありますので、現在東北観光推進機構のほうで具体的に検討を進めているところでございます。

○高橋元委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋元委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋元委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋元委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって、商工労働観光部関係の議案の審査を終わります。

暫時休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○高橋元委員長 再開いたします。

次に、商工労働観光部関係の請願陳情の審査を行います。

請願陳情受理番号第105号2014年度最低賃金引き上げに関する請願及び請願陳情受理番号第106号平成26年度岩手地方最低賃金改正等についての請願、以上2件は関連がありますので、一括議題といたします。

当局の参考説明を求めます。

○千田労働課長 受理番号第105号2014年度最低賃金引き上げに関する請願及び受理番号第106号平成26年度岩手地方最低賃金改正等についての請願につきまして参考説明を申し上げます。岩手県における地域別最低賃金は岩手労働局長が最低賃金法に基づき、地域の実情等を踏まえ、地方最低賃金審議会の調査審議を経て決定しなければならないとされてございます。

現在、施行されております本県の地域別最低賃金は、時間額となりますが、665円、全国平均では764円、最高額は東京都の869円となっております。なお、この表示単位は就業形態の多様化やわかりやすさなどの観点から、平成27年7月から時間額表示に統一されてございます。地域別最低賃金の審議に当たっては、厚生労働大臣が中央最低賃金審議会に対し、地域別最低賃金額改定の目安について諮問し、当該審議会から示される引上額の目安を参考にしながら審議が行われます。その引き上げ額の目安を示す場合には、都道府県の経済実態に応じて、A、B、C、Dの4ランクに分けられており、東京都、神奈川

県等はAランク、岩手県ほか16県はDランクに位置づけられています。

岩手地方最低賃金審議会におきましては、公益委員、労働者側委員、使用者側委員の各5名で構成されておりまして、労使代表の任命に当たっては労働組合または使用者団体に対し候補者の推薦を求め、推薦があった候補者のうちから任命していると伺ってございます。なお、審議会等を開催するに当たりまして、公開することにより、率直な意見交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合は非公開としていると伺ってございます。

次に、事業所に対する指導監督の状況でございますが、岩手労働局によりますと、最低賃金の履行確保を図るため、年間を通しての周知や指導のほか、最低賃金額改定後には最低賃金の履行確保を主眼とする指導を行っているとのことでございます。

次に、最低賃金の引き上げのための中小企業支援策につきましては、厚生労働省と中小企業庁が連携して最低賃金引き上げに向けた中小企業の相談窓口の開設、業務改善助成金の支給や経営改善資金制度などによる支援などを実施しているところでございます。また、県におきましては、産業振興に向けた取り組みを強化し、中小企業に対する支援を通じまして最低賃金の引き上げにも反映されるよう努めているところでございます。

以上で説明を終わります。

○高橋元委員長 これらの請願に対し、質疑、意見はありませんか。

○飯澤匡委員 ただいま当局から説明がありました。岩手地方最低賃金審議会の中では、現在のところ、岩手県はDランクに位置しているというようなことで、現在の最低賃金が決められている状況は認識いたしました。

そこで、この審議会で決められるわけですが、当局として岩手県の経済状況、それから中央との格差、これは賃金だけではなくて企業環境における状況、Dランクとしていることに対する認識についてお伺いしたいと思います。

○千田労働課長 本県の地域別最低賃金は、先ほど申し上げたとおり、全国的に見るとまだ低位の水準にあるというふうに認識してございます。経済情勢等々あるわけでございますけれども、本県の企業はほとんどが中小企業でございます。そういった実態もありまして、Dランクの位置づけとなっているかと思っておりますけれども、県としては、産業振興に向けた取り組みを強化いたしまして、最低賃金の引き上げにつながるような施策の展開に努めていきたいと考えております。

○田村誠委員 それでは、私からもお伺いいたします。

請願の中で、全国一律最低賃金制度を確立することというふうな内容、まさにそのとおりであろうと思いますが、現実的に、果たして可能かどうかという問題があると思いますが、実態はどのようになっているか。

それから、非正規労働者が意見陳述する機会を必ず設けること、これの現状はいかがか。それから、公平な任命を行うこと、その辺についてどのような状況にあるのか、お伺いしたいと思います。

○千田労働課長 全国一律でという制度づくりについては検討されておりませんが、今のところは、各都道府県別ということで進めてございます。それから、非正規労働者の意見陳述の機会でございますが、これにつきましては労働者側の代表委員の方が審議会の場で代弁されているというふうに思っております。

審議会の委員の人選につきましては、労働局のほうで公平に行われているというふうに考えてございます。

○斉藤信委員 今の最低賃金がどういうレベルなのかと。先ほど参考説明で時給 665 円と。これは 1 日 8 時間働いて、月に 20 日間働いたとすると 10 万 6,400 円です。これ真面目に働いても生活できないものだと思いますね。そういう点でいくと、この間、徐々に本当にわずかずつ引き上がっているけれども、これから消費税も上がる、物価も上がっている、こういう中で、抜本的な引き上げが必要なのだと思います。この 665 円というのが、労働者の生活を維持する上でどういうレベルなのか、生活保護のレベル、実態的にはそれ以下ではないかという感じが私はしますけれども、県としてどういうふうに受けとめているでしょうか。

○千田労働課長 最低賃金の額をいかほどにすべきかということにつきましては、先ほどの仕組みの中で決定されていると思いますので、当該地方審議会の場で十分審議、検討された上で決定している額だというふうに考えてございます。それから、全国レベルで見れば、岩手県は低位にあるということはそのとおりだと思います。

○斉藤信委員 噛み合わないけれども。では、例えば岩手県の民間労働者の平均賃金、月収は幾らですか。

○千田労働課長 複数の統計調査ございますが、今、手元にありますのが毎月勤労統計調査の平成 25 年分の確報でございます。これによりますと、毎月、決まって支給する給与の額が 26 万円ほどでございます。

○斉藤信委員 26 万円。だから、最低賃金の 10 万 6,000 円と 26 万円と、このくらい差があるわけです。ここをリアルに見て、それで今アベノミクスで賃上げが最大の焦点になっているのですね。地域経済、日本経済、最大の落ち込みは、諸外国と違って労働者の賃金が下がったことなのです。だから、賃金を上げないと好循環にならないというので、一部の企業は、今上げようというけれども、それが全体に波及していないのも実態です。これは政府として、行政として、一番責任を持って上げられるのは最低賃金なのです。最低賃金というのは全体を底上げする役割を果たすのです。そういう意味で、665 円というのは、8 時間、20 日間働いて 10 万 6,400 円にしかならない。この抜本的引き上げというのが、民間の労働者の平均と比べても急務の課題だというふうに思います。

もう一つ、全国最低一律賃金ということを求めています。恐らく諸外国の最低賃金は全国一律ではないかと思いますが、諸外国の最低賃金はどうなっていますか。

○千田労働課長 諸外国の最低賃金の額でございますが、最低賃金が一律で国レベルで定められているかどうかにつきましては、申しわけございませんが、手元に資料がございま

せん。失礼しました。カナダにつきましては州別となっているようでございます。それから、アメリカにつきましては一律ではないかと思えます。

○**斉藤信委員** 恐らく欧州、EUは全国一律だと思います。そういうことで全国一律で保証して引き上げているのです。アメリカのオバマ大統領は、今度の年頭教書でも最賃引き上げをやっているのです、訴えているのです。いわば最低賃金を引き上げて、もちろん政府の中小企業に対する、そのための支援策を5,000億円とか、そういう規模でやっているのですけれども、中小企業も助かる、地域経済もよくなる、いわゆる好循環が実現しているのです。そういう意味でいくと、全体として労働者の賃上げが求められている。私は、特に岩手のようなところは、全体の賃金を底上げする最低賃金の引き上げが求められているし、諸外国並みに格差を広げない全国一律最低賃金制度というのが必要な目標になるのだというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○**千田労働課長** 最低賃金の額の定め方につきましては、いろいろな御意見があると思えます。そういった御意見を踏まえて、中央の最低賃金審議会の中で大変議論が重ねられてきたというふうに思っております。

それから、先ほどアメリカの関係ですが、と思えます、というふうな答弁をいたしました。米国につきましては、連邦最低賃金が全国一律になっているということでございました。

〔「追従はだめじゃないのか」と呼ぶ者あり〕

○**斉藤信委員** それと、岩手労連の請願項目の中には、中央最低賃金審議会、岩手地方最低賃金審議会、労働者側委員は特定系統の団体からのみ選任され続けていると。労働組合、連合があり、全労連があり、中立労連があるわけです。だから、これは事実として連合に独占されているということではないのかということなのです。労働者側委員というのは、岩手の労働委員の選任もそうなのだけれども、労働組合の構成団体の比率に応じて選ばれるというのが民主主義の基本だと思うのです。一つ団体が独占するというのは、民主主義の基準、労働者全体のさまざまな声を反映させる点でいけば、問題ではないのかと。事実として構成はどうなっていますか。

○**千田労働課長** 現在の審議会委員でいきますと、事実としまして、構成は労働者代表5名全員が連合系統であります。

○**斉藤信委員** それはやっぱり労働組合の組合員数の比率からいっても、5名独占というのは、民主主義の観点から見て独占と言わざるを得ないというふうに思えます。そういうものは一つ一つ正していくというのは当然のことではないのか。

それと最後に、中小企業支援策を抜本的に拡充するというのが、中小企業を含めて最低賃金を引き上げの上で決定的なのです。EUにしても、アメリカにしても、これとセットなのです。だから、そういう点でいくと、私は、政府の中小企業支援策が最低賃金を引き上げるといって、諸外国と比べても、貧困と全く真剣に取り組んでいないと言わざるを得ないと思うけれども、この最賃引き上げに係る政府の予算はどうなっていますか。それ

と諸外国はわかりますか、アメリカやフランス、ドイツや主なところ。

○千田労働課長 申しわけございません。把握してございません。

○斉藤信委員 毎年、これ議論している請願なので、そしてそういう趣旨が出て、私もその都度、この問題についてはEUの紹介なんかもしているのだけれども、グローバル化、グローバル化と言うのだったら、そういう国際的な流れの中で日本がどうなっているのかというのを私たちは踏まえて審議するのは当然だと思います。中小企業対策の支援策が全然弱い。そもそも中小企業の予算が少ないのだけれども、日本の場合には私は、そういう意味でいくと、アメリカでさえそういう支援策をやって、オバマ大統領が年頭教書で、去年も引き上げたけれども、今年も引き上げようと言っているのですよ。私は、そういうことが世界の流れではないのかということで、ぜひこの請願は採択していただきたい。終わります。

○高橋元委員長 ほかにありませんか。

○飯澤匡委員 意見もですか。

○高橋元委員長 意見も一緒に聞いていました。

○飯澤匡委員 では、意見を述べさせていただきます。内容については、105号、106号も大方の趣旨については似たようであるけれども、私はちょっと違う部分があることを指摘させていただきたい。105号については、やはり労働者サイドの形で、先ほど斉藤委員からありましたように、請願趣旨については中小企業の支援策、項目では出ていますが、趣旨の全体像を見ると、それには全くうたっていないわけです。したがって、これは中小企業の支援策、要するに先ほど当局から説明があったように、地域経済として大きな格差があると。今はデフレの中で、売上高がなかなか上がってこない状況にあって、それから原材料についてもこれは調達のコストについても、中央と地方では逆に地方のほうが多くかかっているという現状があります。したがって、現在進めている、暫定措置というふうな言い方ができるかどうかわかりませんが、地方ごとに最低賃金審議会が行われて、地元経済等の状況を鑑みながら最賃を決めるという現状でのやり方というというのは、私は合理性は認められるというふうに思っております。最賃のみならず、最賃だけではなくて、中小企業の育成策というものをしっかり担保しておかないと、会社が転んでしまつては、最賃も何もどうにもならないわけですから、したがって106号については、しっかりと請願趣旨の中に請願理由も書いてありますし、内容については大体理解できる状況でありますので、これは了としたいと思うのですが、105号についてはもう一方的な内容だというふうに私たちは判断せざるを得ないので、そのような状況で105号については難しいという判断をさせていただきたいと思っております。

○神崎浩之委員 105号、それから106号、両方とも反対の立場から意見をさせていただきます。

趣旨は、そうなればいいなというふうなことはわかるのでありますが、逆に雇用の阻害になるのではないかなというふうな心配が我々にはあります。受理番号105号につきまし

では、計画的に上げるということは、経営の状況を見ながら上がるべきだということではないのか。それから、地域間格差をなくし、全国一律ということも、業務の運営の地域間格差もあり、物価等のこともありますので、地域間格差を鑑みながら、ということではないかと思っております。それから、(3)のアであります、最低賃金の日額、月額設定の復活ということがありますが、これも逆に雇用の阻害要因になるのではないかなというようなことと考えてございます。(4)、労働基準監督官を大幅にふやすということですが、これは費用対効果のこともあるかなと考えられます。

引き続きまして、106号についてもやはり同じく雇用の阻害要因になるのではないかとということで、1,000円ということ、それから1の(2)については先ほど述べたとおりでありまして、中小企業の支援策を踏まえて実施していかなければ、飯澤委員がお話ししたとおり、会社が成り立たなくなるとは、逆に雇用の阻害要因になるというふうなことも考えられますので、105号、106号とも不採択ということで意見を述べさせていただきます。

○**斉藤信委員** 飯澤委員の先ほどの発言は事実誤認があると思います。105号の請願で、最低賃金を引き上げるための中小企業支援策を抜本的に拡充するというのは1の(5)にあるわけです。そして、2の中には、県としても最賃のための中小企業支援策を具体化するというね、国に対しても、県に対しても要求しているわけです。そして、この支援策というのは最賃と一体なのです、一体のものとして提起しているのです。だから、106号は2のところで、最賃引き上げと同時に中小企業に対する支援の充実と、その周知を図り、安定した経営を可能とする対策を行う、これは全く同じ意味ですよ。請願項目の中に、それが一体のものとして提起をされているので、先ほどの意見はちょっと違うのではないかと。

それと、最低賃金の引き上げというのは自民党が認めている政策ですよ。最賃引き上げに反対していませんよ、自民党は。私は、そういう意味で自分の党の政策を無視して対応するとすれば、これは公約違反と。最賃引き上げという点でいけば、多かれ少なかれ一致しているのですよ。だから、この間上がってきているのですよ。だから、そういう大枠の中で、違うところは違う、しかし大枠で一致できるところは一致できるという形で、この請願は項目も含めて採択をすべきではないのかというふうに思います。

○**岩淵誠委員** 最低賃金のアップということにつきましては、これは地域の経済、何よりも生活の維持という観点から必要であるというふうに思いますが、105号につきましては、個別具体の項目の中に、公平、公正な任命というところにつきましても公正な任命が行われているという部分でありましょうし、それから非正規労働者が意見陳述する機会を必ず設けることということで、これはきちんと代弁をされているということございまして、一部採択というような形で、一部不採択ということありますので、個別の採決を行っていただけて進めていただきたいと思います。

○**田村誠委員** 私からも、106号については採択すべきだというふうに思っております。

それと105号につきましては、先ほど当局の御見解を示していただきましたとおり、非正規労働者の意見陳述等々については保障されているというふうな話もありましたし、代

弁してもらっているというふうな認識もあるようですし、それから公正なことについてもやられているというふうな状況であるとお聞きいたしましたので、これは一部不採択という形で取り進めていただきたいということでございます。

○高橋元委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋元委員長 ほかになければ、これらの請願の取り扱いを決めたいと思います。

1件ずつお諮りしたいと思います。まず、受理番号第105号、2014年度最低賃金引き上げに関する請願の取り扱いは、ただいまいろいろ御意見がありますが、項目ごとに採決という形でいきたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

○飯澤匡委員 齊藤委員から指摘がありました。この文脈は、経営支援については書いてあります。ただ、最低賃金を上げれば地域経済が上がって、その循環が成り立つと、あくまで最賃がベースになった考え方の中で出ていますので、私たちは項目で出ていても、それはちょっと納得できないということを再度申し上げておきます。

○高橋元委員長 本請願については、項目によって意見が異なりますので、項目ごとに採決を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋元委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

初めに、本請願の中で、請願項目の1の(1)のアを採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○高橋元委員長 起立多数であります。よって、請願項目の1の(1)のアは、採択と決定いたしました。

次に、本請願の中で、請願項目の1の(1)のイを採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○高橋元委員長 起立少数であります。よって、請願項目の1の(1)のイは、不採択と決定いたしました。

次に、本請願の中で、請願項目の1の(1)のウを採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○高橋元委員長 起立少数であります。よって、請願項目の1の(1)のウは、不採択と決定いたしました。

次に、本請願の中で、請願項目の1の(2)を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○高橋元委員長 起立少数であります。よって、請願項目の1の(2)は、不採択と決定いたしました。

次に、本請願の中で、請願項目の1の(3)のアを採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○高橋元委員長 起立少数であります。よって、請願項目の1の(3)のアは、不採択と決定いたしました。

次に、本請願の中で、請願項目の1の(3)のイを採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○高橋元委員長 起立少数であります。よって、請願項目の1の(3)のイは、不採択と決定いたしました。

次に、本請願の中で、請願項目の1の(4)を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○高橋元委員長 起立多数であります。よって、請願項目の1の(4)は、採択と決定いたしました。

次に、本請願の中で、請願項目の1の(5)を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○高橋元委員長 起立多数であります。よって、請願項目の1の(5)は、採択と決定いたしました。

次に、本請願の中で、請願項目の2を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○高橋元委員長 起立多数であります。よって、請願項目の2は、採択と決定いたしました。

次に、請願陳情受理番号第106号平成26年度岩手地方最低賃金改正等についての請願の取り扱いはいかががいたしますか。

〔「採択」「不採択」と呼ぶ者あり〕

○高橋元委員長 本請願については、採択と不採択の意見がありますので、採決をいたします。

本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○高橋元委員長 起立多数であります。よって、本請願は採択と決定いたしました。

なお、ただいま採択されました請願につきましては、国及び関係機関に対して意見書の提出を求めるものでありますので、今定例会に委員会発議したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋元委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

それでは、意見書の文案を検討いたします。当職において原案を作成いたしましたので、

事務局に配付させます。

〔意見書案配付〕

○高橋元委員長 それでは、ただいまお配りいたしました意見書の中で、最低賃金等に関する意見書の文案中の項目の1の(2)、1の(3)、2、3は、先ほど不採択となりましたので、この場で委員長案から削除させていただきます。よろしいでしょうか。

○飯澤匡委員 4の内容ですけれども、これ微妙に違うのですよ、連合さんが出したのと。労働基準監督官を大幅に増員しと。これ、大幅に増員し、と書いていないのね。事業所に対する指導監督を強化し、最低賃金制度の履行確保を図ること。これに合わせてやっていただきたいと私は思います。

○高橋元委員長 文言の整理も含めまして、昼食休憩としたいと思います。

〔「回収したほうがいいんじゃないの」と呼ぶ者あり〕

○高橋元委員長 午後1時再開いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○高橋元委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩前に意見書案を配付いたしました。改めまして、請願項目の採択及び不採択の審査結果を反映した意見書の原案を作成いたしましたので、事務局に配付させます。

〔意見書案配付〕

○高橋元委員長 暫時休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○高橋元委員長 再開いたします。

意見書案は原案のとおりとすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋元委員長 御異議なしと認め、意見書案は原案のとおりとすることに決定いたしました。なお、文言の整理等については当職に御一任願いたいと思います。

この際、執行部から発言を求められておりますので、これを許します。

○千田労働課長 先ほどの議案第69号の条例改正議案のところの質疑で御答弁できなかったことについてお答え申し上げます。

職業能力開発総合大学校の卒業状況、就職状況でございますが、厚生労働省のほうに問い合わせましたところ、平成25年度の卒業生の方々の分が確定しているということでしたので、その数字をお答えいたします。平成25年度の卒業生の方、一番一般的に入る長期課程というところでは、158名卒業、うち140名が就職。この140名の就職者の方の内訳ですが、52名、37%が民間の企業。88名、63%に当たりますが、指導員関係の職場となります。この指導員関係の職場の内訳でございますが、うちの産業技術短大のような都道府県の施設が10名。それから国のほうで高齢障害求職者雇用支援機構というのがございま

して、ここの指導員になられた方が63名。その他が15名ですが、その他と申しますのは法務省の矯正施設、刑務所などですが、こういうところの指導員となられた方が15名。全体で158名卒業したうちの140名就職で、就職者にカウントされない18名は、進学された方が4名、残りの14名は海外からの留学生で、自国に戻られたということでございます。

授業料のほうの関係でございます。こちらのほうは新しい改定後のほうの額を申し上げます。一番一般的に入るであろう長期養成課程、ここの年額は53万5,800円となっております。これは国立大学の学部の標準額から引っ張ってきたものでございます。それから、実務経験を持った社会人の方々が進まれるコース、短期養成課程でございますが、ここは最高でも3カ月のコースでございますが、1カ月当たり4万4,650円。以上のような状況になってございます。

○高橋元委員長 この際、何かありませんか。

○飯澤匡委員 さきの予算委員会で、大雪りばあねっと。の検証報告についていろいろ議論があったところですが、同じような中間検査を受けたあたりで、震災等緊急雇用対応事業、この点について委託事業を受けられた企業についてちょっと質問させていただきます。

3月7日の報道で、緊急雇用創出事業の認定、助成を受けた洋野のコールセンターが3月末で事業を廃止するという報道がございました。このコールセンター事業については、現地法人をつくって、株式会社、例えば洋野コールセンターとか、県内で7カ所あるわけですけれども、これは市町村が事業の出資ということになっているわけですが、途中でこの事業を廃止したと。これは地元にとっても非常に期待がかかった企業誘致でありまして、洋野町は事務所施設などを公費で改修して、無償貸与するなどの強力体制をしていたと。

この事業が閉鎖、廃止をするということについては、今後の緊急雇用対応事業についても大きな影響が出るというふうに懸念をされますので、まずお聞きしたいのは、洋野のコールセンターの状況についてどのように把握されているか、お知らせ願いたいと思いますし、現地法人というやり方がどういうやり方なのか、株式形態なのか、その内容についてもお知らせ願いたいと。

それから、中間検査を行っているわけですが、この内容について問題がなかったかどうか。これは当部で検査しているかどうかわかりませんが、緊急雇用対応事業ですから、全体の中でどういうふうに把握なされているかお伺いしたいと思います。

○飛鳥川企業立地推進課総括課長 洋野のコールセンターについての状況等、私のほうから御説明させていただきます。

洋野コールセンターは正式名称、株式会社洋野コールセンターということでございます。洋野町との間で平成24年3月に立地協定を結びまして、そして委員御指摘のとおり、役場のほうで、役場施設を改修の上、無償貸与してコールセンター事業を行っていただいている、こういった状況でございます。

現地法人の形態でございますが、株式会社ということで岩手県内に本店を置く現地法人ということでございます。ただ、株式会社のD I Oジャパンというところが親会社になっ

ておりまして、現地法人の代表取締役、これはその親会社、D I Oジャパンのほうから、兼務した形で現地法人の社長というふうになっております。

以上でございます。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 中間検査の状況でございますけれども、平成 25 年度につきましては、洋野町の委託事業は9月末までになっておりまして、期間が短かったため1回の実施になっております。いわゆる不適正という意味での問題点等は特に報告は受けておりません。なお、この検査は発注者である洋野町が行っております。

○飯澤匡委員 現地法人について、このような株式会社ですから、株主がどういうふうになって、本社から社長が来るというのはよくわかりましたけれども、もっと詳細にどういう資本形態になっているのか。

○飛鳥川企業立地推進課総括課長 現地法人を設立して、我々も企業誘致の場合に、いろいろ帝国データバンクとか、商工リサーチのような、そういう企業データを活用しながら誘致業務をやっております。ただ、いかんせん設立して間もないということで、詳細の条件については把握していない状況でございます。一方、本社のD I Oジャパンのほうからは、連結対象となる会社というように伺っているところでございます。

○飯澤匡委員 そうすると、例えば地元企業であるとか、そういうところからは株式という形ということではないということですか。

○飛鳥川企業立地推進課総括課長 洋野コールセンターのほかに、県内で立地したコールセンターが、D I Oジャパンを本社とするのが当初7市町にございました。そのうち1法人でございますけれども、一関に立地したコールセンターに限っては、当初から親会社のD I Oジャパンと、東計電算という二つが出資した形でスタートしておりますけれども、今は出資が全て東計電算のほうに移動しております。そして、残り6カ所につきましては、それ以外の共同出資というふうなお話を聞いておりませんので、私どものほうでは、親会社からの出資というふう認識しているところでございます。

○飯澤匡委員 その現地法人という名前はちょっと捉えようがなかったので、確認をした質問であります。

ただいま答弁にありましたように、震災等緊急雇用対応事業ということでD I Oジャパンという会社が7カ所において事業を展開してきたというふうになっております。資本形態についてもただいま答弁があったように、親会社がほとんど出資をしているというような状況であります。

そこで、洋野のことについてまずお聞きしますが、事業廃止に至って、その後、これから他企業との共同出資による新会社を立ち上げ、事業継続を模索しているというような状況だというふうに報道されておりますが、この点についてどのような所感をお持ちなのか。緊急雇用対応事業ですから、途中で事業が破綻をしたということは地元経済にとっても大きな影響が出ると思っておりますけれども、今後の状況についてどのように把握しているか、所感とともにお知らせ願います。

○飛鳥川企業立地推進課総括課長 まず、3月7日の報道の関係でございまして、私どもが今承知しているところを私のほうから御説明させていただきたいと思っております。

洋野コールセンターにつきましては緊急雇用のほうは終了いたしまして、そして本業というコールセンター、アウトバウンド、外向けの電話、そしてインバウンドという電話応対という複数の仕事を並行してやってきた状況でございます。その中で、当初六十数名の職員がおりましたけれども、従業員の希望による退職、あとはスキル不足、こういったようなもので会社等の調整の中で、三十数名が現状は残っているような状況でございます。

そして、会社側のほうでは、一時撤退というようなお話をいただきましたけれども、2月24日、洋野町と、担当課である企業立地推進課、私のほうで一緒に本社のほうに伺いまして、状況を確認するとともに、今委員おっしゃったとおり、緊急事業終了後、間もない閉鎖というのははなはだ遺憾ということを申し述べまして、そして現在新しい会社等の共同出資で、やり方はちょっと変わりますけれども、内容は変えないで雇用の継続を何とか模索しているという状況でございます。

○飯澤匡委員 そこで、この会社なのですが、随分内部告発が出ておりまして、1年間の研修期間中に業務をした売上金等の財務内容については、報告の義務があるのに怠っている事実があるという告発もあります。本社のほうで全ての役員が来るので、経費についても非常に曖昧な点がある。それから、研修期間中でも仕事のように、1年間研修期間中だったのですが、要は試しで、本採用になるまでの期間ですけれども、仕事の内容が深夜まで及んで、労務管理についても非常にこれは劣悪な状況であると。これは、告発ですから事実かどうかというのはあれですけれども、複数寄せられているわけです。

もう一つは、日報の改ざん等も見受けられるというような状況がありますけれども、その辺についてはどのように把握しておりますか。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 緊急雇用創出事業実施期間中、いわゆる研修期間中でございますけれども、労務管理につきましては、タイムカードでありますとか勤務記録によりまして、勤務実態に基づいた給与が支給されているかどうかという点については完了確認等で確認して、適正に処理されるように、もし仮に、支給漏れ等がある場合は、当然それは是正するような指導をしております。

あとは、日報の改ざんについてのお話でございますけれども、今委員から内部告発でという話でございましたけれども、日報についても作成状況、内容については完了確認で確認し、あるいは中間検査というか、途中段階の受託者とのやりとりの中で確認するようにしております、明らかに改ざんであるというふうな認識は、当部では聞いておりません。

○飯澤匡委員 県が把握している状況は問題がなかったということですね。それは、これからいろいろな問題が惹起してくる可能性もあるので、そういう意味も込めて質問しているわけですが、この会社の社長さんは岩手県知事とも対談をして、朝日新聞にも掲載されて、国体等に支援もしているということで、復興を推し進める新たな息吹ということで、非常に岩手県との直結というものをアピールしていることになっているようです。ホーム

ページを見ますと、その面を前面に押し出して行っているような状況がうかがえるわけです。

私も確信を得ているわけではありませんけれども、洋野の状況というのは一つの事象として起きた問題ですから、これが震災等の雇用対策、これに傷がつかないようにしっかりとそこはやっていかないと、またさらなる問題に発展しかねないな、という思いを持っていますし、そういう問題提起をする意味で今回質問させていただきました。私だけではなくて、この会社については、いろんないわきが尽きないところでありまして、今後県の間接検査等についても、しっかりとこれは我々も見なければならぬなという思いをしております。大雪りばあねっと。の問題にならないように、これは県当局にしっかりと中間検査等指導を喚起する意味で質問させていただきました。大きな問題にならないようによろしくをお願いします。

○斉藤信委員 私は、最初に震災復興のなりわいの再生の状況についてお聞きをいたします。3月20日で年度末になっていますので、直近の状況をお聞きしたいのですが、中小企業等グループ補助金は、第9次で、決定グループ、企業、そして決定金額が出たと思えますが、これまで累計すると、どれだけのグループ、企業数、そして決定金額になっているのか。そして、申請したグループはたくさんあるわけですが、実数として、申請したグループで認定されたのはおよそどのぐらいになるのかを示してください。

もう一つは、年度末に第9次が決まりましたので、交付決定されたうち、完成、そして未完成。未完成のうち繰り越し、事故繰越、再交付、これはどういうふうに現段階でなっているか示していただきたい。

○山村経営支援課総括課長 グループ補助金ですが、これまでのトータル、累計で111グループ、1,244者、782億円を決定しております。割合というか、例えば一つのグループであったり、事業者の方が複数応募したりしている事例もありますので、なかなかカウントができないのですが、おおむね70%から80%台の採択にはなっております。交付決定している事業者が1,244と申しあげました。うち来年度も事業を継続してやる事業者は合計で448、そのうち明許繰越が81、事故繰越が259、再交付が108という見込みでございます。いずれも2月補正予算を積算する段階で調整した数字でございます。日々動いておりますが、多少変動はありますが、おおむねこのように捉えております。

○斉藤信委員 わかりました。それで再交付が今108者ということでした。恐らくこの再交付というのは、もう早い時期に決定されたグループなのですが、もうこの2年余りの間に資材も上がり、労賃も上がり。だから当初の計画だと4分の3補助だったけれども、実質、これから再交付でやれば2分の1補助ぐらいにしかならない。私はこの点で、当初の計画の見直しというのが当然考慮されるべきではないのかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○山村経営支援課総括課長 資材高騰等に関しては、これまでも国に要望してまいりました。国、経済産業省ではどのような支援策が措置できるか、国の内部ですが、関係省庁と

も相談して検討していきたいということでございますので、引き続き岩手の状況を経済産業省のほうによく伝えながら要望していきたいと思っております。

○**斉藤信委員** ぜひそういう形で対応していただきたい。それで、例えば山田の業者でこういうケースがあるのです。飲食関係の商店の人ですけれども、たしか1次、2次のところで決定されたのだけれども、つくったばかりの立派なお店を流されて、本設展開の土地が決まらないということで、莫大な借金を抱えているのですけれども、岩手県の主要な銀行ですよ、最初は返済を猶予していたけれども、もう2年もたっているので返済を求められる。月80万円だと。せっかくグループ補助が決まって、本設の用地が決まったら二重ローンも決まりますよと言われているのだそうです。そういうさなかに、銀行がこういう仕打ちをするというのは、私は本当に復興に逆行するものではないかと思っておりますが、そういう事例を聞いていますか。

○**山村経営支援課総括課長** 具体的な個別の案件については伺っておりませんが、金融機関のほうでは、トータルとすると事業者支援を柔軟にやっているという声も伺います。個別にはそれぞれ事情があつてのことかと思っております。

○**斉藤信委員** やっぱり震災復興でさまざまな条件、障害があるわけで、これは山田の企業の中でも主要な企業の一つですよ、本当に。そういう復興を目指して頑張っているときに、それに水をかけるような金融機関、とりわけ地方銀行というのは被災地の銀行なので、機会があるごとに、被災地の銀行は水をかけるのではなく復興を応援すると、回収できるものは何でも回収するというやり方でやってはならないということを強く求めていただきたいと思っております。

二つ目に、二重ローンの解消問題、二つの機構がありますけれども、相談件数と債務成立件数、率はどうなっていますか。

○**山村経営支援課総括課長** 二重ローン問題ですが、岩手県産業復興相談センターでは、相談件数は479件、債権買い取り支援決定は93件です。東日本大震災事業者再生支援機構では、相談件数は341件、うち債権買い取り出資などが94件となっております。

○**斉藤信委員** そうすると、大体820件のうち187件ですか、820件ぐらいが相談して、債務成立が187件というのは、率としては極めて低いのではないかと。これは、復興第1期実施計画の目標があつたと思うのだけれども、それと比べてもかなり低い状況にとどまっているのではないかと。なぜそうなっているのか、その要因はどういうふうに捉えていますか。

○**山村経営支援課総括課長** 相談の中には、制度の照会であつたり、どういう対応ができるかといったもの、いろいろなものがありますので、その中で実際に買い取りに至るものは先ほど申し上げたとおりの内容でございます。買い取り件数が少ないのではないかとということですが、一方では、例えば先ほどのグループ補助金のように、融資ではなくて直接の補助を受けられるなど、相当支援が充実しておりますので、必ずしも債権買い取りという形でなくても、事業者の方が実際に再建できるような措置はいろいろな手がある

のではないかというふうに考えておりますし、また先ほどお話がありましたように、まちづくりが本格化しておらないところもあり、これからがそういった資金需要も出てくるものと考えております。

○**斉藤信委員** 恐らく仮設店舗が1,800区画を超えていますから、仮設で営業を再開された、そういう方たちがこれから本設展開、そのときに、また二重ローンが発生すると思うのです。

だから、そういう意味で今の段階で債務成立件数が20%ですよ、相談件数に対してね。それ自身低いのではないかと。こういう比率でいったら、これからの見通しはますますなくなると思うので、実態を県がよく把握して、二重ローンが解消されれば再建できる人が、そのために再建できなくなる。業者の場合は借金が多いので、そこをしっかりとっていただきたい。

三つ目にお聞きしたいのは、商工会、商工会議所のデータによる営業再開、74.4%ということでした。私はその半分近くが仮設店舗なのではないと思うのですが、仮設店舗の区画が1,800だとすると。そうすると岩手の特徴というのは、用地も確保できなかったということも含めて、仮設で展開をしているというのが特徴ではないかと。その調査もあるようですけれども、恐らく今のまま仮設で最後までやりたいという人もいるし、後継者がいないので、それでやめてしまうと、さらに本設展開と、そういう状況をどういうふうに捉えているのか。

それと仮設商店街というのがありますね。当初、仮設商店街に空店舗がなくて、店舗の力が結集されてかなりよかったと。今震災3年を迎えて、復興需要というのが落ち着いてきたのです、落ちついてきたというか、落ちてきたというか。例えば建設関係なんかも自前で今飯場をつくっていますから、そういう形で、やっぱり復興当初とは違っている。ボランティアはもちろん激減している。そういう中で、岩手県の場合は仮設店舗の営業を支援し、本設を本当にうまく軌道に乗せるというのが特別に重要だと思いますけれども、どういうふうに把握し、県としてはどういう対策を、第2期計画を含めて考えているか示していただきたい。

○**山村経営支援課総括課長** 仮設の状況ですが、委員からお話あったように、売り上げとか集客に苦戦している事業者もあり、また時間がたつにつれて、個別にそれぞればらつきが大きくなってきているのではないかと。一例とすれば、仮設のままでいいという方、あるいはもうやめようかと、そういうばらつきが多くなってきていると思います。

また、仮設商店街についても、そういったばらつきを抱えながらやっておりますし、やっとスケジュールも見えてきたということですが、まだ仮設の期間も一定期間続いていますので、私どもとすると、仮設が続いている間は、仮設で御商売がうまくできるように、店づくりのアドバイザーを派遣しておりますので、非常に細かい指導をしていただけるかと思っております。そして、本設にスムーズに移行できるように、その際にはグループ補助金が中心になりますので、その活用ができるように支援していきたいと考えております。

○**斉藤信委員** 民有地に整備された仮設店舗、これどのくらいあるのでしょうか。そして、そういう地権者の理解が今後も確実に得られる状況にあるのか、いかがですか。

○**山村経営支援課総括課長** 民有地に建っている施設の数ですけれども、市町村への調査によると、76件ぐらいが今年度中に貸借の期間が終わるということでしたが、いずれも期間延長することができるようです。ですので、市町村と地権者の間でそういうやりとりはできているのかなというふうに考えております。

○**斉藤信委員** 76カ所ですね、区画ではなくね。今年度分のもは期間延長が可能だと、その点は一安心だと思いますが、恐らく多くは民有地だと思いますので、特に商店街の場合には、区画整理をしたところに商店街を形成する。この区画整理事業というのが面的整備で一番おくれるのですよ。私は、そういう意味で、そこまでどうやって持ちこたえて、また体力をつけていくかというのが本当に大事だと思うので、その取り組みを強めていただきたいと思います。

産業振興の最後に、水産加工業の振興。これは地場産業の一つのかなめだと思いますけれども、私も取り上げたし、予算特別委員会でも議論がありました。建設業の関係の雇用は震災前に比べてふえたのだけれども、地場産業、製造業、これは大体7割が食産業だけれども、これは減ったままと。だから、地場産業をどういうふうに復興させるか。復興事業というのはあと5年ぐらいでなくなるのですから。そのときに安定した雇用を守るといふ点でいけば、地場産業、とりわけ水産加工の復興と雇用の確保が必要だと思うけれども、そこら辺の対策はどうでしょうか。

○**高橋特命参事兼雇用対策課長** まず一つには、これは従来からやっている取り組みではありますけれども、地道なマッチングを継続していくことが一つございます。面接会でありますとか相談会、さまざまな方法があります。平成25年度の実績を見ますと、月にして60件程度の就職件数が実績として出ておりますので、この辺は労働局とも再三意見交換をしておりますけれども、まず一つ、そういった地道なマッチングを継続していくことがございます。

もう一つは、この震災以降、高校の新卒者の地元就職が大変ふえております。もちろん食料品製造業のほうでもふえておりますので、新卒者はもちろんですし、若年者の職場定着というところに少し着目して、企業の考え方、しばらく新卒者を採っていなかった企業もあろうかと思えます。そういう意味で、企業に対するそういったノウハウというか、考え方、発想、留意事項とか、そういった労務管理、人材育成についてのセミナーや研修、そういった事業展開をやって、入った人はそのまま定着するような施策をとっていかうかと思えます。

あとは、ここ二、三年続けております作業工程の改善による効率化とか、外に対する求人の呼びかけ、その辺は継続して続けてまいりたいと考えております。

○**佐藤産業経済交流課総括課長** 水産加工業の企業の業績の回復に向けた取り組みについてでございますが、現状、まずは販路回復、拡大の条件となる商品力の向上に特化した

支援を展開させていただいているところでございます。また、現場の生産性を向上するための改善の取り組みの導入についても積極的に支援しておりますので、今後とも水産加工事業者のニーズに応じたきめ細やかな支援を実施してまいりたいと考えております。

○**斉藤信委員** 月に60件というのは、水産加工関係の就職ということでのいいのですか。

○**高橋特命参事兼雇用対策課長** 沿岸部の食料品製造業です。

○**斉藤信委員** 沿岸のね、わかりました。事業復興型創出事業は水産加工関係、まあ、食料品製造という分類になるのか、どのぐらいかわかりますか。

あと来年度も、これは継続されて三千何ぼでしたか、3,700でしたか、3,500、さらにこれ拡充できるということで、私は最大限地場産業がそのことによって力になるようにすべきだと思うけれども、いかがですか。

○**高橋特命参事兼雇用対策課長** 事業復興型につきましては、申しわけございませんが、業種ごとの統計をとっておりませんので、先ほどの水産加工業分というのは把握しておりません。

来年度につきましては、国のほうから追加の交付金もまいりましたので、新たに3,500人分の助成を、来年度受け付けようと思っております。現在進めております長期安定雇用の誘引策として非常に大きな柱の事業ですので、そこはしっかり取り組んでまいりたいと思っております。

○**斉藤信委員** 水産加工は本当に地場産業ですけれども、もう半年、1年で販路が断たれて、それが簡単には戻らないと、こういう中で、恐らく今6割、7割のところだと思うのですね。頑張っているのだけれども、本当にこれが震災前まで戻るといのは至難のわざだと思います。

もう一つ、雇用の問題でいくと、女性のパート型の企業から、やっぱり若手を採用できるような、そういう新しい、恐らくそういう意味での構造改革が水産加工でも問われているのではないかと、そういう点での支援をぜひ強めていただきたいと思っております。

あともう一つ大きな問題でお聞きしたいのは公契約条例の取り組みですけれども、これは予算特別委員会の総括質疑で、副知事が、来年の2月、県議会定例会での提案を一つめどに考えていますとかなり踏み込んだ答弁がありました。これは全会一致で一昨年9月の県議会で採択されて、それ以来、県がさまざまな意見聴取、その他、調査をやられてきたと思うけれども、この間の県の取り組み状況、そして来年2月ということになると、この1年間の勝負ですよ。来年2月の県議会に向けた条例制定という点で、どういう取り組みをスケジュール的に考えているのか。

そして、中身の問題として一番大事なのは賃金条項なのです。私、きのう県土整備部でも取り上げたのだけれども、労務設計単価は上がってきているのです。ところが、例えば大工でいくと2万800円、それが現場で1万3,000円だということです。設計の単価が上がっていることで若干はふえているのだけれども、結構な乖離があるのですね。そういう設計側の単価の95%とか、それ以下は、鳥取県は指導しているのだそうです。現場で働く労

働者の賃金をしっかり守るとというのが公契約条例で一番求められている中身ではないかと思えますけれども、そのことも含めてお示しいただきたい。

○寺本雇用対策・労働室長 公契約条例についてのお尋ねです。今年度は、県庁内部の検討組織を立ち上げまして、チームとして問題点の整理ですとか、他市の状況ですとか進めてまいりますし、労働組合の方々とか建設業の方々だとか、そういう方々からも意見聴取をしてきたということでございます。これらにつきましてはまとめた形で、今年度、整理したいなというふうに思っております。

来年度につきましては、同じように取り組みを進めていくわけですが、他県の状況を見ますと、議会の中でもなかなかまとまらないということもあります。まず、そういったことを踏まえまして、皆さんの理解をいただくことが一番重要だというふうに思っています。関係団体の方々との意見の調整とかもありますし、そもそもこの条例をなかなか御理解いただけない、公契約条例とは何だと思っている方が非常に多いわけですので、そういうところも深めていかなければいけないだろうなというふうに思っています。

また、条例の中身につきましても、罰則規定があるところとかないところ、結構問題点も大きいのかなと実は思っておりますので、これは今御指摘のありました賃金条項、簡単に言うと下限額を設定するのかどうかということも含めて、下限額を入れていなくて理念型の条例をつくっているところもありますから、これは今後、来年度丁寧に議論して検討を進めていきたいなというふうに思っております。

○斉藤信委員 公契約条例は、全国で 10 ぐらい制定されて、それなりの成果も既に上がってきています。中身は、今言われたように理念型ということもあれば、賃金条項をきっちり定めたところもあるので、そこらはよく検討していただいて、ただ都道府県レベルは、恐らくこのまま推移すれば岩手県が最初になると思うのですよ。都道府県レベルでは先駆的な取り組みなので、意欲を持って、全国初の取り組みになりますから、たじろがないでひとつしっかりやっていただきたい。あと全体の利益を得るという点で、私は今までは個別の意見調整だったと思うけれども、関係団体がしっかり意見交換できる場もすごく大事なですね。意見交換して、お互い立場と主張を理解し合うという、そういうことが大事だと思うので、各団体のそういう率直な議論の場というのも必要ではないかと。ぜひ本当に意欲を持ってやっていただきたい。これは最後に部長にお聞きしたい。

○橋本商工労働観光部長 公契約条例につきましては、副知事のほうからも答弁させていただきました。来年度の 2 月定例会に向けて準備を進めてまいりたいと考えています。課題は多々あるというふうに、今までの調査の中でも明らかになっておりますけれども、一つ一つ丁寧にこれを関係者の間でしっかりと話し合いをしながらクリアし、何とか着実に進めて提案できるように最善の努力をしていきたいというふうに思っております。

○吉田敬子委員 私からは一点、県内の物流関係について、県の課題についてお伺いしたいと思いますが、最近大手の運送会社さんが料金の値上げを大幅にされたことで、県内の小売業のほか、何か動向等を認識されているか、まずお伺いします。

○佐藤産業経済交流課総括課長 大手運送事業者の値上げに関します県内の同業者における影響等についてでございますけれども、これまでのところ、当課のほうには県内の事業者からの御意見等は寄せられておらない状況でございますけれども、状況等について、産地問屋である岩手県産株式会社に聴取しましたところによりますと、同社におきましては、宅配便の利用も多数ありますことから、その一定の影響を予想しておりまして、いろいろと代替策等も含めまして、物流コストの対策について検討しているということを聞いております。

○吉田敬子委員 次に質問しようと思っていた県産株式会社の件の御質問の回答をいただいたのですが、私のところに農林水産物を盛岡で扱っていて、それを関東、関西、遠くは沖縄県まで、県内の農林水産物を送っている会社があるのですが、特にクール便に関しては大幅に値上げしていて、サイズがいろいろあるのですが、倍近くになっている状況の中で、値段設定をそれぞれ変えざるを得ない状況で、これまでの取引業者に値段改定のことを連絡した際に、最終的にこれまで契約していた会社の中で半分近くが、もう取り引きがなくなってしまったという状況がありました。私もヒアリングがここしかできていないので、全県に及ぶ状況というのはこれからの動向を注視しなければいけないのではないかと考えております。特にその方がおっしゃっていたのが、例えば軽米町からも扱っているようですが、ロットが少なくなると、こんなに料金が上がってしまうと軽米町からは取り引きできなくなってしまうというようなお話を伺います。そういう状況になるとロットが小さいから県北・沿岸から取り引きできなくなる、生産者に本当に申しわけないけれどもという話を聞いていますので、岩手県として農林水産物を特に他県にも売り込んでいく中で、物流関係の問題というのは、これから注視しなければいけないと思っております。ぜひこれからも岩手県産株式会社のほうでもこれからどのように設定されているかということも情報収集していただいて、あとはほかの業者がどのようになっているかということのをぜひ県からもヒアリング等をしていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○佐藤産業経済交流課総括課長 物流コストの値上げについては、食品事業者を初めとしまして、地場の事業者の方々にも影響が考えられるところでございますので、その状況について注視してまいりたいと思います。

○高橋元委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋元委員長 なければ、次の請願審査のため職員の入れかえを行いますので、若干お待ち願います。

なお、3月末で異動になられる方、定年になられる方、多数おられると思いますが、1年間大変御苦労さまでございました。新任地での御活躍を期待しております。

次に、商工労働観光部、及び教育委員会関係の請願陳情の審査を行います。

受理番号第107号及び受理番号第108号の雇用の安定を求める請願を一括議題といたし

ます。なお、商工労働観光部が所管する項目は1から3まで、5及び6であり、教育委員会が所管する項目は4でありますので、御了承願います。

これらの請願について当局の参考説明を求めます。

○千田労働課長 受理番号第107号雇用の安定を求める請願におけます当部に割り振られました請願事項1、2、3、5、6のうち、1、2、3の部分にかかわって参考説明を申し上げます。

まず、請願事項1の関連で、雇用のルールの見直しの動きについてでございますが、これまで政府の主催する産業競争力会議や規制改革会議、あるいは国の関係審議会の場などでさまざまな検討、議論が行われてきているところでございます。このうち解雇の金銭解決制度などの解雇のルールの見直しにつきましては、規制改革会議が提出いたしました答申の中では、判決で解雇無効とされた場合における救済の多様化など、労使双方が納得する雇用終了のあり方については、諸外国の制度状況、関係各層の意見などさまざまな視点を踏まえながら丁寧に検討を行っていく必要があるというふうにされてございますし、産業競争力会議においても慎重な検討を行うこととされているところでございます。

限定正社員についてでございますが、これはジョブ型正社員とも呼ばれているものでございます。職務、勤務地、労働時間のいずれかが限定されている正社員のことを指すと言われてございますが、規制改革会議では専門性に特化した働き方や、子育てや介護との両立、無限定な働き方を望まない労働者の受け皿として重要であるとして検討を進めることとされてございます。

ホワイトカラー・エグゼンプションについてでございますが、これは多様で柔軟な働き方を進める観点から、裁量労働性の弾力化やフレックスタイム制の見直しを進めるほか、一律の労働時間管理がなじまない労働者の労働時間規制の適用除外制度をあわせて検討するものですが、これも先ほど申し上げました規制改革会議では、労使双方が納得し、労働者の健康確保と両立する制度の創設について意見が付されているところでございます。

次に、請願事項2の関連で、現在国会に提出されている労働者派遣法の改正案についてでございますが、概要を申し上げますと、これまでの業務区分での期間制限は撤廃することとされてございまして、個人単位の期間制限では同一の組織体における派遣可能期間は3年を上限とすること、また派遣先単位の期間制限では、労使の合意があれば3年ごとに派遣労働者を入れかえて延長できるなどとされてございます。さらに、労使業務従業者との均衡待遇の推進等についても規定されているところでございます。

請願事項3の関連で、若者の使い捨てが疑われる企業、いわゆるブラック企業対策についてでございますが、岩手労働局では平成25年9月に若者の使い捨てが疑われる企業や、過重労働なり労働基準関係法違反の疑いのある64事業場に対し、重点監督を実施したところでございます。この結果、57事業場、89.1%に何らかの労働基準関係法令違反があったという発表がなされております。

違反の主なものは、違法な時間外労働があったものが 33 事業場、51.6%。賃金不払い残業があったものが 21 事業場、32.8%などとなっております。ただ、岩手労働局では、今回法令違反の見られたことをもって、これらの事業場がいわゆるブラック企業であるとは捉えていないとのことでございます。また、違反等が認められた事業場に対して是正勧告書を交付して指導を行った結果、おおむね改善が図られたとのことでございます。

以上で説明を終わります。

○川上高校教育課長 同じく請願事項4にかかわりまして、参考説明を申し上げます。

労働につきましては義務教育段階、中学校社会及び高等学校の公民で、児童生徒の発達段階に応じて、職業の意義や役割、勤労の権利や義務、労働問題、労働法などについて幅広く学び、望ましい勤労観、職業観を育てるように努めているところでございます。今後とも学習指導要領に基づきまして、望ましい勤労観や職業観を涵養するよう指導してまいりたいと思います。

次に、職業教育の拡充についてでございますが、平成 25 年度におきましては、学校、地域の協働によるキャリア教育推進事業を県単独事業として実施しておるところでございます。この事業は、専門高校、学科と地域が共同して行うキャリア教育を支援することによって、本県の地域産業を支える人材の育成と地元定着を図ろうとするものでございます。平成 26 年度におきましても、農業、工業、商業、水産課程の各分野で、同事業を実施する予定としておるところでございます。

また、進路指導など就労支援の拡充についてでございますが、就職支援員配置事業、就職支援相談員、就職支援相談補助員配置事業、ジョブサポートティーチャー、ジョブカフェいわてとの連携、あるいは地域の事業所や県の公所におけるインターンシップの実施などを行いまして、各校の就労の支援を行っているところでございます。

以上で説明を終わります。

○高橋元委員長 これらの請願に対し、質疑、意見はありませんか。

○飯澤匡委員 定義がわからないので教えてほしいと思います。ブラック企業と一言で言いますが、何の法令を違反してブラック企業というふうには呼称されるのか、その根拠、その範囲について、当局が規定をしている部分について教えていただきたいと思えます。

○千田労働課長 いわゆるブラック企業につきましては、正確な定義というものはまだ確定してございません。一般的には、若者に過酷な働かせ方をして、使い捨てですとか、その際、暴言を吐くですとか、賃金をきちんと払わないですとか、長時間労働、そういったことを行う企業というような意味合いで社会一般には認識されています。正確な定義はないのですが、どの法令に違反するかとなれば、主には労働基準法だろうと思えます。

○飯澤匡委員 先ほどの説明の中で、法令違反のあった企業について、ブラック企業とは言えないと岩手労働局のほうからありましたけれども、それはどこを線引してブラック企業と言えるのか、言えないのか、どういう判断に基づいて労働局は判断したのでしょうか、

教えてください。

○千田労働課長 いわゆるブラック企業への関心の高まりを受けまして、労働局のほうでは長時間労働が疑われるような企業、それから過重労働をさせている疑いのあるような企業を抽出しまして、指導監督に入ったわけでございますけれども、労働局のほうからいたしますと、何と申しますか、法令にちょっとでも違反するところがあれば、それは指摘して監督するという仕組みになってございますので、その中身の程度からすれば、この調査の終わった後に私どもが労働局のほうに行って実態はどうなのかというふうにお伺いしたのですけれども、もし報道されるようにブラック企業なるものが岩手県内にはびこっていると、蔓延しているとかという印象を持って岩手県のほうでとられているのであれば、そういうことではないと。そこまでの深刻な状況にはなっていない。ただ労働局とすれば、何らかの軽微であれ、法令違反があれば、それは指摘するのでカウントさせてもらう。そういう意味で、最後は違反している事業場のパーセントがすごく高くなってしまおうというふうなお話でございました。

○飯澤匡委員 ごもつともだと思います。これはよく調べてみても、起源がネット社会で出た一つの用語が、いろいろな部分で派生して行ってブラック企業というのが出てきた。では、グレーとかホワイトというのはどこにあるのだとなれば、これはないわけです。

したがって、私がなぜこういう質問をするかという、一つの法令違反で、いわゆる労働者の立場から、自分の意思にそぐわない企業はブラックだというような意味が非常に拡大解釈されて、雇用関係のいわゆる信頼関係が失われはしないだろうかというような懸念であります。労使ともに、非常に協調関係でやるというのが労働関係の中で非常に必要不可欠な部分でありまして、一方的にブラックだ、云々だというような表現が蔓延して、今拡大解釈されるという状況については、私は非常に懸念を持っているわけでございます。

本請願については、ブラックという部分、いわゆるブラック企業への実効性ある対策という意味が、その焦点が労働局の判断、今の答弁を聞いても曖昧模糊として、いわゆるブラック企業の実効性のあるという意味がどの辺を指してやるのか、これがちょっと疑問に思う点でございまして、そういう意味で確認の質問をさせていただいたと。

後段にある過労死防止対策は、これ企業として当然やるべき範囲でありまして、これは当然かと思うのですが、最後に聞きますけれども、問題化しているブラック企業への実効性ある対策、これを当局はどのようにとらえていますか。私は今の時点では理解できません。

○千田労働課長 実効性ある対策としてどのようなものがあるか、考えられるかという御質問かと思っておりますけれども、県の立場で申し上げますと、一番大切なのは、相談の窓口を開設して、そこで法令違反が疑われるような事案が把握できた場合は、速やかに労働局につなぐというのが一番大切かと思っております。労働局と県との間で、ブラック企業対策のことで意見交換したことがあるのですけれども、労働局から一番最初に求められましたのは、とにかく、もし察知したならばそれをつないでくれということでした。

で、対策とすれば、相談窓口をきちんと開設しておいて、そこで事案を把握した場合は監督機関につながる事が一番大事かと思えます。

それから、二つ目としましては、若者自身が自衛力を身につける、あるいは泣き寝入りをしていないというような意味合いで、労働関係法令の基本的なところについては社会知識として持っていただくことが大切だと思ってございまして、私どもの事業でいいますと労働教育事業と申しますけれども、労働関係法令の基礎的なところをまとめたガイドブックなどを作成いたしまして、就業支援員を通じまして、県内の各高校の就職支援担当の先生などとも打ち合せをしております。そういう取り組みが大切ではないかと思っております。

○飯澤匡委員 当部局においては、このブラック企業というのは認知された言葉として、当局が発している公用語として、行政の用語として使えるのですか。その認識を聞きたいと思えます。

○千田労働課長 先般の一般質問の際には、答弁の最初のほうではブラック企業という言葉は使用いたしませんでした。それは、定義がはっきりしていないからでございます。労働局などでは、若者の使い捨てが疑われる企業等という言い方をしております。ですので、ブラック企業という言葉は、何と申しますか、公的に使っていくのはちょっと抵抗がございます。ただ、このように質疑のやり取りをしている中では、遠回しな言い回し、言い方になるとちょっとあれなので、いわゆるという言葉の頭につけさせていただいて、ブラック企業という言葉を使っております。

○小西和子委員 それでは、まず岩手県の20歳代の非正規雇用の割合、わからなかったら正規雇用の割合でもいいですけれども、ここ10年間どのように推移したか。あと賃金についても伺いたしたいと思います。

それから、派遣労働者と一口で申しますけれども、県内の現状というのはどのようになっているのか、まず伺いたしたいと思います。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 まず、若者の正規雇用率のほうで説明申し上げます。

就業構造基本調査によります20代の雇用者のうちの正規雇用で働く者の割合でございますけれども、直近で平成24年調査では62%でございましたが、5年ごと、その前の平成19年は64.5%、平成14年は72.8%という割合になっております。

○寺本雇用対策・労働室長 賃金についてでございます。20代という数字のデータがなく、全体として正規、非正規の数字をお答え申し上げますけれども、正規の職員が平均355万円、派遣167万円、契約社員が198万円程度。就業構造基本調査ですが、これは幾らから幾らというふうになっているので、真ん中、中央値をとって出るとそうなるというものでございます。

○小西和子委員 派遣労働者の現状、岩手県ではどのぐらいの派遣労働者があるのか。

○寺本雇用対策・労働室長 派遣労働者の数は7,300人でございまして、これは平成24年度のデータでございます。平成19年度は9,900人で減っております。この原因は、この

間にリーマンショック等がございまして、雇いどめが相当出てきたということなのだろうというふうに理解をしております。雇用者全体としまして、52万7,000人うちの7,300人でございます。

○**小西和子委員** 若者の雇用が大変悪化していることがこの数値からもわかるなというふうに思います。前にもこの話をしたのですけれども、今引きこもりがすごく社会問題になっていて、さまざまな問題を起す方々が引きこもりだったりしているということからも注目されているわけですが、安定した雇用を準備していくのが社会の役目かなと思っております。そこで、以前3年間で50%離職するとかいうことがあったのですが、高校を卒業して就職して以降の離職率について、改善したというような話もありましたので、離職率の推移についてお伺いしたいと思います。

○**高橋特命参事兼雇用対策課長** 高校卒業後3年間の離職率でございますけれども、現在把握されている直近で平成22年3月卒業生は既に3年経過しております、その離職率41.5%。10年前、平成12年3月卒の3年間の離職率は50.8%ございましたので、卒業後3年間における離職率は、この10年間で大分改善はされてきております。

○**小西和子委員** というふうに、高校でも職業につなぐための指導をしていますし、商工労働観光部のほうでも雇用対策のほうでしょうか、人員をふやしてマッチングをしていったことの成果だと思っております。

そこで、キャリア教育、キャリア教育とばかり言われておりますけれども、まず大事なのは、先ほど川上高校教育課長がお話をしたように、労働とは何ぞやと、何のために働くのだとか、労働基準法とか、あなた方を守る法律はこんなにあるのだよということを、以前であれば就職してからいろいろ育てたりしていたのですが。今は即戦力ですから、なかなか望めないということで、高校では本当にこういう授業をしているのかどうか、現状についてお伺いします。

○**川上高校教育課長** 今年度から高等学校では新学習指導要領が導入されておりますけれども、その公民分野、現代社会、政治経済におきまして、現代社会の諸課題の一つとして、雇用あるいは労働といったものを指導することが明確化されておまして、現代社会あるいは政治経済、いずれかは必須履修科目でございますので、そういったことに対する指導は行われているところでございます。

○**小西和子委員** 力を入れていただきたいと思っております。そこで、そういう法律に守られていることすらわからずに過労死をしたりしている若者もいるわけですが、そのような状況については、県として何か捉えていないでしょうか。警察かな、これは、ちょっと重たいな、過労死の情報はないね、わかりました。

教職現場でも過労死と思われる事例がありまして、これから裁判に討って出るのですけれども、自分たちの身を守るにはどういう働き方をしたらいいとか、この企業は何か危険だとか、自分の命を守ってくれないのではないかとということを察知するためには、やっぱり生徒さんたち一人一人に、そういう基本的なことを教育して送り出すということが

うんと大事だと思います。というので、この請願の内容について質問させていただきました。

○**斉藤信委員** この請願の1の解雇の金銭解決とか、限定正社員とか、ホワイトカラー・エグゼンプションというのは、今のまともな労働をますます壊すものだというふうに思います。

それで、今の労働者の実態で一番の問題は、世界では労働者の賃金が確実に上がっているときに日本だけ下がったのです。大体90%ぐらいに下がったのです。この10年ぐらいの推移で。その下がった原因は何かというと、非正規労働者がふえたことなのです、皆さんの賃金も下がっているけれども、もっと大きい比率は非正規労働者がふえたことなのです。いわばまともな仕事につけない。先ほど20代で62%というふうに言っていましたけれども、全体の非正規労働者の水位、わかりますか、岩手県内において。それと賃金の推移を示してください。

○**高橋特命参事兼雇用対策課長** 古いほうからまいります、正規労働者割合のほうで申し上げます。平成14年が71%、平成19年が66.5%、平成24年が62.4%となっております。

○**寺本雇用対策・労働室長** 正規、非正規の雇用の推移という数字がなかなかとりにくくて恐縮でございますけれども、先ほど派遣労働者につきましては167万円と申し上げました。前回の平成19年につきましては同じ数字でございます。実は、正規も下がっております、現在が355万円と申し上げまして、その前は7万円ほど高かったので、362万円が平成19年の数値でございます。なお、この間、一番給料が減ったのは役員が一番減っているのです。

○**斉藤信委員** 役員というのが労働者になるのか、それはちょっと違うと思うけれども、中小企業において苦勞されていると思います。

それで、先ほどは20代のほうで10%非正規がふえたと。私は今全体を聞いたけれども、全体では11%非正規がふえたのですよ。そのことが、正規労働者はもちろん賃金が上がらなかった、だから全体の労働者の賃金が下がり、消費購買力が落ちて、深刻な長期の経済低迷に陥ったと、これが日本経済の実態なのですね。

ところが、今国がやろうとしているのは、この雇用をさらに改悪すると。例えば解雇の金銭解決と言うのだけれども、実は最高裁判例があつて、解雇の4要件というのがあるのです。一方的に解雇してはならない、解雇に相当する理由がなければならない。それ以外に対策がないとか、かなり厳しい解雇の4要件というのが最高裁判例であつて、法律はないけれども、これが労働者の雇用を守る砦になってきた。それを壊すのが今回の金銭解決ですよ、金を払えば解雇できるということですから、これは大変なことです。

それと限定正社員というのは、わかりやすくいうと、名ばかり正社員です。地域限定で、そこを撤退したときには首切り自由なのです。そして正社員より賃金は低い。さらにホワイトカラー・エグゼンプションというのは、まさに不払い労働、これを認めるやり方なの

です。ホワイトカラー・エグゼンプションはアメリカでもやめると言っています。だから、破綻が明確なもので、今安倍内閣のもとで、こういう新たな雇用の改革というのは許されないのではないかというふうに思います。

それと派遣法の改悪というのは、今まで業種が限定されていたのです、派遣労働。これをなくしてしまう。そして、今までは3年と言っていたのをこれもなくしてしまうのです、いつまでも派遣の労働を使えると。考え方のどこが根本的に変わるかという、いわば労働者は本来正規で、期限の定めのない労働者が原則だった。今回の派遣法というのはこれをなくすのです。いわば、労働というのは基本的に期間の定めのない労働者という、ここをなくしてしまうのです。だから、派遣労働を際限なくふやしてしまうのが今度の派遣法の改悪で、この間、非正規がふえて、特に最大の犠牲者になった若者の雇用が大変になっている。私は一般質問でちょっと紹介したのだけれども、県内の青年214人にアンケートをしたら、公務員も中に入っていましたけれども、平均月収14万円でしたよ。本当にそうやって使い捨てられて、サービス残業されてという、そういうことが蔓延するのではないか。

3のところ、ブラック企業というので、定義がどうかということがありました。一言で言うと、労働課長が言ったように、若者の使い捨てをする企業ですよ。ただ、これは社会問題になっていて、法律的な規定はないです、もちろん。私たち日本共産党は、国会に、俗称でブラック企業根絶法案というのを出しているのです。法律名称はちゃんと正確な名称にしていますよ。しかし、わかりやすく言うと若い者を使い捨てる。これは大企業にも蔓延しているのです。

例えば、国会でも取り上げていたけれども、ユニクロなんていうのは大量採用して、大量離職なのです。飲食のチェーンがありましたね、国会議員になった。

〔「ワタミ」と呼ぶ者あり〕

○**斉藤信委員** ワタミ、これもそうなのです。大手でぼろもうけしている企業できえ、大量採用して過酷に労働させて、わずか生き残る何人かだけ残して、毎年大量採用する。だから、厚生労働省も来年度から離職率を求人票に明らかにすることになったのです。これ一歩前進なのだと思います。そういう意味で、ブラック企業というは法律的な定義はまだないけれども、この根絶というのは今まさに重要な緊急課題になっているのではないかというふうに思います。

それで質問ですけれども、4項目のところ、高校生に対する教育で、現代社会でやっているというね、その中身の問題なのです。今、私たちが青年と対話して、自分たちの雇用を守る法律を知らないのです。サービス残業をやられても、そのまま認めているのが実態なのです。有給休暇も請求していない。これは岩手県が立派なものをつくった、最近の働くルールのガイドブックというものに、ここにきちんとわかりやすく簡潔に書いていますよ。これは学校にも配られているでしょう。こういうものでしっかり、働く際にどういう権利を持っているのか、問題が起きたときに何を根拠にどこに行けばいいのか、対応す

ればいいのかと、私はこういう教育こそ必要なのだと思うけれども、これ具体的にどう活用していますか。

○川上高校教育課長 活用方法につきましては調査したものがございませんけれども、基本的には、主に就職する生徒を対象に学校のほうで就職ガイダンス等で活用しているというふうに思われます。さらに加えて、ジョブカフェからもこういったガイドブックが出ておまして、こちらはページ数を多くは割いておりませんが、今言ったような、就職するときにどんな契約があるかとか、ピンポイントで、若干ですけれども示されたものがありますので、就職する生徒たちを対象に、ガイダンス等で活用しているという形だと思います。

○斉藤信委員 そこが曖昧なのです、そこが。就職しない生徒だってアルバイトをやっているのだから、アルバイトの権利というのもあるのです。今アルバイトも本当に使い捨てなのです、昔と違って。本当に今若い人たちが使い捨てにされているというのが実態なので、せっかくこういう立派な、これは改訂版なのですけれども、前はもっと厚いものでしたが、私は大変わかりやすいと思っているのです。このぐらいのことは学校教育の中で、ピンポイントではなく、これは憲法、労働基本法そのものなのです。私はこれを積極的に活用するべきだと思うが、これ毎年幾ら学校に行って、どうなっていますか。

○千田労働課長 今委員から御紹介ありましたガイドブックは、私ども商工労働観光部でつくったガイドブックでございます。平成23年度に3年間分、4万部つくりました。それで、実際の活用方法でございますが、一律に配布ということではなくて、私どもで県内39カ所に就業支援相談員というのをおるのでございますが、その者が直接高校に出向いて、就職担当の先生とお話し合いをして、例えば高校3年生に、例えばこの学校では高校2年生のうちからというように、一番いい使い方を話し合って決めていただいて、使ってもらっている形でございます。あと先ほど教育委員会からもお話がありましたとおり、ジョブカフェ等でも配架するなり、あるいは手渡しするなりして読むようにお勧めしているところですよ。

○斉藤信委員 これで最後にしますが、私はさっきびっくりしたのだけれども、高卒の3年間の離職率が41.5%、すごい数ですね。4割がやめてしまうと。やめた人たちがまさに非正規になるのです、派遣とか、アルバイトとか。そういう意味で、この離職率というのは働いている人だけに原因があるのではないのです。今企業のほうも本当に余力がなくなっているのね。だから、最初の求人票の中身と仕事の中身が違ったと、人間関係が貧困だと、こういう形でやめざるを得ない。私は、4割というのはかなり深刻だと思いますよ、たった3年で。この人たちがまともな新たな職につけないという悪循環に陥っている。

この抜本的な打開策を教育委員会も、商工労働観光部も一緒になってやらなくてはだめなのではないかと。私は、その半分以上は企業側に原因があると思いますよ。だから、単に職業観というだけではなく、そういう働きやすい職場をあわせてつくっていく取り組みが必要だと思うけれども、いかがですか。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 先ほども委員から言われたように、若干紹介いたしましたけれども、41%のうち、1年目の離職がその約半分、21.2%でございます。ですから、まずは就職1年間でいかに定着させるかというところが大事だと考えておまして、従来は働くほう、新入社員向けの研修を中心に行っておりました。それは、まだ在学中、卒業前の1月、2月の内定者向けセミナーという形態であったり、入って直後にフレッシュャーズセミナーのような入社直後、あとはほぼ1年経過するころと、地域ごとにさまざまですが、そういった形でやっておりましたけれども、そういった形を全県域に広めることが、まず一つ。加えて、先ほど御紹介しました企業向けに、いかに若者に対する定着度を高めるかという観点をつくってもらうための普及啓発事業という意味合いも込めての研修をやって、相互に意識を高める形で離職を減らしていきたい。それがひいては労働者の雇用の安定といえますか、求人確保にもつながっていくだろうと考えております。

○高橋元委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋元委員長 ほかになければ、これらの請願の取り扱いを決めたいと思います。

1件ずつお諮りいたします。

○飯澤匡委員 ちょっと疑義を抱いているところ、ブラック企業の件については、公用語として当局は積極的に使わないと。曖昧な定義ですので、これは問題を膨らませないように、これは企業側と労働者がきちんと信頼関係を持っていく意味で、適切に、問題点は問題点として把握しながら労働問題には対処していかなければならないと思うので、今回は広義に解釈して、3についても、これはよしとします。

○高橋元委員長 まず、受理番号第107号雇用の安定を求める請願の取り扱いはいかがいたしますか。

〔「採択」「不採択」と呼ぶ者あり〕

○高橋元委員長 本請願については、採択と不採択の意見がありますので、採決をいたします。

本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○高橋元委員長 起立多数であります。よって、本請願は採択と決定いたしました。

次に、受理番号第108号雇用の安定を求める請願の取り扱いはいかがいたしますか。

〔「採択」「不採択」と呼ぶ者あり〕

○高橋元委員長 本請願については、採択と不採択の意見がありますので、採決をいたします。

本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○高橋元委員長 起立多数であります。よって、本請願は採択と決定いたしました。

なお、本請願につきましては、国に対して意見書の提出を求めるものでありますので、

今定例会に委員会発議したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋元委員長 御異議なしと認め、さよう決定します。

それでは、意見書の文案を検討いたします。当職において原案を作成いたしましたので、事務局に配付させます。

〔意見書案配付〕

○高橋元委員長 ただいまお手元に配付しました意見書案をごらんいただきたいと思えます。これについて御意見はありませんか。

○斉藤信委員 2の項目で、ブラック企業の定義というのはもちろん法律的にはないのだけれども、いわゆるブラック企業というよりは、若者を使い捨てにするブラック企業とか、そういう表現のほうがいいのではないでしょうか。

〔「賛成です」と呼ぶ者あり〕

○高橋元委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋元委員長 なければ、これをもって意見交換を終結いたします。

お諮りいたします。意見書案は、修正案をこれから当職で検討しますが、修正案を含めて当職に御一任いただきたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋元委員長 御異議なしと認め、意見書案は修正案のとおりとすることに決定いたしました。なお、文言の整理等については当職に御一任願います。

以上をもって、商工労働観光部関係の審査を終わります。

商工労働観光部の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

この際、3時5分まで休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○高橋元委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、教育長から発言を求められておりますのでこれを許します。

○菅野教育長 このたび発生いたしました教職員の不祥事案について御報告を申し上げます。先般二戸市立福岡小学校に勤務する養護教諭が銀行のATMに置き忘れられていたカバンを持ち出し、その中身を窃取した疑いで逮捕されるという事案が発生いたしました。当該職員は現在も拘留中でありまして、事実確認はできておりませんが、今後の刑事上の手続の状況等を注視しながら適切に対応してまいりたいと思っております。

東日本大震災津波から3年目の節目を迎え、復興に向かって一丸となって取り組んでいる中、学校現場の教職員が逮捕されるという事態が発生したことは、教育に対する信頼を大きく損ねるものでございまして、まことに申しわけなく、おわび申し上げます。申しわけございませんでした。

○高橋元委員長 次に、教育委員会関係の議案の審査を行います。議案第 85 号岩手県社会教育委員の定数及び任期に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○西村生涯学習文化課総括課長 岩手県社会教育委員の定数及び任期に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。議案(その3)の194ページをお開き願います。議案(その3)の194ページでございます。議案第85号岩手県社会教育委員の定数及び任期に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。改正の趣旨、条例案の内容につきまして、便宜お手元に配付しております岩手県社会教育委員の定数及び任期に関する条例の一部を改正する条例案の概要によって御説明いたします。A4の資料でございます。

初めに、1、改正の趣旨についてですが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第3次地方分権一括法により社会教育法の一部が改正されたことに伴い、岩手県社会教育委員の委嘱の基準を定めるとともに、あわせて所要の改正をしようとするものであります。

次に、2、条例案の内容について御説明申し上げます。まず(1)、岩手県社会教育委員の委嘱の基準につきましては、①から④のとおり、条例に規定することとしたものであります。これは文部科学省令で示された参酌すべき基準に沿って条例に規定することとしたものでございます。

(2)、所要の改正でございますが、これまで条例で定めていた定数及び任期に加え、新たに委嘱の基準を定めることとなることから、①、題名の文言を定数等と改正すること。②、条文に見出しを設けること等の所要の改正を行おうとするものであります。

最後に、3、施行期日でございますが、平成26年4月1日から施行することとするものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○高橋元委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋元委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋元委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋元委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって、教育委員会関係の付託案件の審査を終わります。この際、何かありませ

んか。

○**飯澤匡委員** 今少子化の問題もあって各地区でといたしますか、人口減少が著しいので、小学校、中学校の再編が進んでおります。我が選挙区の千厩町においても、千厩小学校の統合問題、これらについても地域で協議会を設けて進んでおるところなのですが、これが難航しているようでして。問題の一つは、統合するにしてもその一つの議題、大きなテーマとして、新築するという仮定に立ったときに旧千厩高校の跡地が一つの俎上に上がっている。この問題については、あわせて、現在統合を進めた県立千厩高校のグラウンド整備ですね、これは大分長い間、懸案事項となっているのですが、これらについてはまだ何ら打開策が講じられていない。要は、現行の千厩高校の生徒も旧グラウンドを使っているわけでございます、この問題を前に進めていくには、ある程度現在の千厩高校のグラウンドの拡張といたしますか、必要な部分をどれだけ確保できるのかという問題もあわせもって統合問題の一つの大きな問題点になっていると思うのですが。現行の千厩高校のグラウンドの、新たに増設する部分については、今までどのような経過をたどってきたのか、すぐできない理由があるとすれば、それは何であるのか、今後の見通しについてお知らせ願いたいと思います。

○**宮澤学校施設課長** 旧千厩高校といたしますか、千厩高校のグラウンドについてのお答えを申し上げます。

千厩高校のグラウンドでございますけれども、平成12年度に千厩東高校が千厩高校として統合された際に、グラウンドに新校舎を建設したというふうなことから手狭になっているということでございまして、そのため、現在は旧千厩高校、いわば駒場校舎でございますが、こちらのグラウンドを使用しているものでございます。

統合時点から、当該グラウンドにつきまして、今後どのように整備するかというふうなことでさまざまな議論があったというふうに承知してございますが、平成22年、震災の直前でございまして、施設整備を検討したと、そこが予算段階までの検討に至ったというふうな経緯があるというの聞いてございます。

その後の経緯でございますけれども、現在においては震災復興ということでそちらのほうに傾注しているというふうな状況もございまして、また財政的に非常に厳しいという状況もございまして、現在この計画につきましては課題として受けとめてございまして、また将来整備が必要という部分もございまして、その整備の年度、整備の計画等につきましては、現時点ではまだ検討中というふうなことでございます。

○**飯澤匡委員** 検討中ということなのですが、千厩地域の小学校の統合については、長い間、地域間の、要は千厩中学校の統合問題にもさかのぼっているいろいろな問題が内在しているわけなのです。したがって、統合小学校をどこの地点に持ってくるかというのはやっぱり大きな問題点として惹起するのは至極当然なことでございます。したがって、この問題を宙ぶらりにしていくというのは、現在の協議にも差し支える問題点があることが一点。

それから、地域の人たちの受け取り方は、統合したときに、現千厩高校のグラウンドの

拡張については、ほぼ確約済みだというようなことで、便宜的に駒場校舎の部分を使っているという受けとめ方をされている方が多くいまして、私ははっきり申し上げて、千厩高校については全面的に入って調査をしているわけではございませんでしたので、そのような認識であるので、県教育委員会の今後のスケジュールというのが非常に重要なわけです。したがって、そこの部分をしっかり受けとめて、どのように対処するというスケジュールを示していただくことが地域にとって非常にありがたいことだと思うのですが、今後少し前向きに検討していただきたいと思うわけですが、教育長、いかがですか。

○菅野教育長 今飯澤委員からお話があった経緯については、私も教育次長時代からいろいろ承知してございます。それもございまして、一旦は整備に入る直前までいったわけですが、残念ながら震災があって、一旦中断せざるを得なかったという事情がございまして。その後に高田高校の再建、それからあとは耐震基準を満たさない校舎について早急に整備を進めなければならないという事情がございまして、今に至っているわけですが、今委員からお話がありましたとおり、一関市においては校舎の利活用について、いろいろな検討が進んでいるということ承っておりますので、一関市教育委員会とよく御相談しながら、県としてどういう対応がとれるか、ここはしっかり検討させていただきたいと思っております。

○飯澤匡委員 期限をどれぐらいに区切ってと言うのは、今の時点では言えないのでしょうか。というのは、非常に切迫した状況になっているということなのです。要は、協議委員が地区によってはやめるやめないであるとか、建設的な方向でない部分まで発展しつつあるという懸念がありますので、これは県教育委員会の部分でも希望的な見方ではなくて、しっかり期限を決めてやっていただきたいと思うのですが、教育長のほうからお願いします。

○菅野教育長 現実に億単位以上の資金が必要な事業、それも国庫ではなくて、県単独事業に恐らくならざるを得ないという事情がございまして、県全体での予算調整が必要だということで、教育委員会単独で具体的な日取りを決めるというのは、恐らく全庁的な調整が必要だと思っております。ただ、私どもとして問題意識を持ってございまして、その辺、今後の進め方、今委員からお話のあった一関市の状況をよく御相談しながら対応してまいりたいと考えております。

○小西和子委員 最後の商工文教委員会だということで、心して質問させていただきます。

まず、新年度の教職員の配置や採用等につきましてお伺いしたいと思います。まず新年度の教職員配置の方針、それから加配が今回はどのくらいなのでしょう、1,000人規模あるのでしょうか。加配のこれまでの配置等との違い、あとは新年度から小学校4年生の少人数学級導入ということになるのですが、その学校数、学級数ですね。ここは今年度、小学校3年生に少人数学級が導入されたのですが、導入に至らなかった学校がありますが、その理由をお伺いいたします。

それから、すこやかサポートというのは、本当に子供たちの成長に欠かせないシステム

だと思っているのですが、その配置基準と新年度の分の学校数、学級数。

あともしわかれば、生徒指導上のサポートがありましたね。わかりましたならばそのこともつけ加えてお願いいたします。

○**金田教職員課総括課長** まず来年度、平成 26 年度の教職員の配置の方針でございますけれども、東日本大震災津波からの教育の復興に向けた取り組みの推進を第一に、学力の向上、生徒指導、岩手国体に向けた競技力向上等の諸課題への対応を考慮し、適材適所の配置に努めたところでございます。特に教育の復興に関しましては、来年度も引き続き、震災復興に係る教員加配、247 名でございますけれども、被災地に重点的に配置を行ったところでございます。

それから、加配の数ですけれども、復興加配以外のところも含めて、義務教育のほうで 721 名、それから高等学校のほうで 88 ほどございます。それで、加配につきましては、いずれ小中学校では少人数指導や、それから県立学校ですと中高一貫とかの加配がございますので、それぞれ目的に沿いまして、学校、市町村、教育事務所の希望、御意見等も考慮し、優先度の高いところを判断いたしまして、配置していきます。方針自体は従来と変わっておりませんが、いずれ加配校を固定することなく、ニーズの高いところに効果的に配置していくという考えのもとに実施しているところでございます。

○**小菅小中学校人事課長** 今年度の少人数学級、小学校 3 年生について、その導入実施に至らなかった学校数と理由についてでございますが、学校数については、実施しなかったのは 6 校であります。その主な理由としては、これまで行ってきた少人数指導、これを継続して充実させたいということ、それから教室確保等の問題、そういったことが理由として挙げられております。

次に、すこやかサポートの配置基準と学校数、学級数についてでございますが、この基準につきましては、主に二つありまして、一つは 30 人超の学級を有する学校で、原則少人数指導加配のない学校、その中で、学力向上に重点的に取り組むような学校に一つは配置しております。それから、もう一つは 14 人から 16 人の複式学級を有する学校に配置しております。なお、配置の学校数については、今年度は 106 校に配置していましたが、26 年度には 104 校を予定しております。なお、学級については、どの学級かということについては、その学校の中で判断して授業のサポートをしておりますので、学級数ということの把握はこちらのほうではしておりません。

生徒指導等ということでしたが、多分これ中学校の生徒指導のサポート、いわゆる学校生活サポートのことだと思いますので、これについてお答えさせていただきますが、今年度は 95 名配置しております。次年度、平成 26 年度は 101 名を配置しております。この配置の中身について、基準につきましては、生徒指導とか学習指導等の諸課題に積極的に取り組んでいる学校に配置しているというところでございます。

〔「小学校 4 年生は」と呼ぶ者あり〕

○**小菅小中学校人事課長** 平成 26 年度の小学校 4 年生への配置予定についてでございます

が、対象が 35 校あります。その中で、実施の見込みのところは今 30 校、実施する見込みが今のところはないというのが 5 校であります。理由については、先ほど述べた少人数指導の充実等、同じであります。なお、現段階での部分ですので、このあと子供の数等が確定して、4 月 3 日に最終的に学級数が確定するというふうな流れになっています。

○小西和子委員 配置の教職員の人数が変わらない中での少人数学級導入ということになりますので、どうしても実施に至らないというようなところが出てくるわけで、ここがプラスになるともっといいなというふうに思います。

次にいきますけれども、沿岸地域の学校への配慮ですけれども、施設設備はどうか、教職員の配置はどうなのか、それから子供、教職員、保護者の心のケア、これが非常に大変な時期になってきたと思っております。その他、今申し上げた項目以外で配慮していることがあったならば簡潔にお願いいたします。

○宮澤学校施設課長 沿岸地域の学校に対する施設設備面での配慮でございますが、まず県立学校でございますが、平成 26 年度におきましては、平成 25 年度に引き続きまして県立高田高等学校の校舎等の建築を進めてまいります。高田高校につきましては、特に今度整備いたします第 2 体育館、柔剣道場でございますが、防災対応施設といたしまして、移築のための倉庫でありますとか、水道設備、あるいはトイレなど、そうしたものを充実した形で整備することにいたしてございます。その他、沿岸の三つの高等学校を含む四つの高等学校に太陽光発電設備を導入いたします。その他、避難所となる体育館等の屋内高所照明の低エネルギー化とか、そういった事業を予定してございます。

また、市町村立学校でございますけれども、現在高台への移転整備が鋭意進められてございます。14 校のうち山田町の船越小学校は、新築工事が既に完成してございますし、そのほか平成 26 年度におきましては、小中合わせて 10 校において、新校舎の建設工事が着手される予定となっております。平成 27 年度末までの完成というようなことで工事が進められるという状況でございます。

○大林生徒指導課長 沿岸部の児童生徒、保護者、教職員の心のケア、サポートになりますけれども、巡回型カウンセラーを来年度は 12 名、現時点で確定しておりますけれども、配置というようなことで、沿岸部被災地の小中学校全部の学校をカウンセリングしております。当然子供たちのみならず、保護者、教職員のカウンセリング等にも当たっておりますので、来年度もまだまだ厳しい状況が続いておりますので、引き続きケアに当たりたいと考えております。

○金田教職員課総括課長 沿岸地域への教職員の配置についてでございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、復興加配が要望どおり 247 名配置されておまして、このうち沿岸地域には 232 名配置する予定でございます。地元の教育委員会、学校と十分に調整を図りまして、学習指導、復興教育の充実、心のケアを大切にした生徒指導の充実などに取り組む予定でございます。

それから、教職員のほうの心のケアにつきましては、平成 24 年度から実施しております

いわゆるメンタルヘルスチェックを来年度も継続して行いまして、その結果を速やかに通知し、セルフケアの実現に活用されるようにしたいと考えておりますし、必要に応じて事後指導を受けられる機会を提供してまいりたいと思います。

○**小西和子委員** ありがとうございます。巡回型スクールカウンセラーの役割がすごく大きくなっているというふうに聞いております。やっと自分の思いを語れるようになった子供たちがふえてきたということで、一人一人にかける時間が長くなってきているというお話がありました。私が心配するのは、沿岸部の生徒指導上のことで、ちょっと耳に入ってくるのですが、大変な状況になっている学校もあるということですが、話できる部分でいいですから、お話ししていただけないでしょうか。大林生徒指導課長のほうを向いて言うてしまうのですけれども、何か聞いていないでしょうか。

○**大林生徒指導課長** 先ほど子供たちの状況が変化しているというふうなことを聞いて、私も沿岸部全部の巡回型カウンセラーから面談しまして聞いております。今になって、3年目にして、サポートの状況のよさが出てきたという子もおりますし、逆に回復傾向の一つだと思っておりますけれども、3年目にして初めて自分のさまざまな体験を語れるようになった子供もいるというふうなところもありまして、いずれそういうようなものに巡回型カウンセラーも増員しながら、来年度も対応してまいりたいなと思っておりますし、あと生徒指導上の課題については、沿岸部のみならず、さまざまな学校が抱えておりますので、市町村教育委員会、各学校とも、県教育委員会と連携しながら対応、サポートしたいと考えております。

○**小西和子委員** 子供たちの生活ストレスが蓄積されているということですので、ケアについてお願いしますし、あと子供たちのストレスがたまって発散して、ちょっと大変になっている学校もあります。そういうときは、やっぱり市町村教育委員会が、例えば指導主事を派遣するとかと言って立て直しをするために、子供たちを日常に戻すための働きを、ぜひ市町村教育委員会に話をさせていただきたい。多分県教育委員会までは聞こえてきていないさまざまなことがあるように聞いておりますので、そのあたり、県教育委員会のほうから市町村教育委員会に指導というか、ぜひ話をさせていただければと思います。

次まとめてお伺いします。いわての学び希望基金についてですけれども、孤児、遺児の現在の状況。それから、2014年度の事業の概要、いろいろ話をされていまして、簡単に結構です。それから、被災児童生徒就学援助事業についてですけれども、沿岸部の生徒たちが30%ぐらいだったのでしょうか、それに該当したりしていたという実態があったのですけれども、現在の地区別人数、現在の状況、事業の概要について、まとめてお伺いいたします。

○**堀江教育次長兼教育企画室長** 私のほうからは、いわての学び希望基金についてお答え申し上げますが、現在いわての学び希望基金を受給しております児童生徒でございますが、平成25年度、516人となっているところでございます。また平成26年度、来年度事業の概要でございますが、これにつきましては、基本は今年度と同様の事業を引き続き実施さ

せていただきたいと考えておりました、具体的には震災で親を亡くされました児童生徒の就学を支援します奨学金の給付事業、それから震災により家計が急変したということで困っておられる世帯の高校生に対する教科書相当額、あるいは制服代等の経費を給付する教科書購入費等給付事業、さらには被災した生徒児童が文化活動、あるいは運動部活動に参加するための交通費等を補助します文化活動支援事業費補助事業、また運動部活動支援費補助事業などを継続して実施したいと考えております。いずれ、まだまだ息が長い事業になるかと思っておりますので、私どもとすれば最後の子供が大学を卒業するまでしっかり支援していきたいと考えております。

○宮澤学校施設課長 被災児童生徒就学援助について、現在の状況でございますが、実績の確定しております平成24年度におきましては、まず県内全体で3,997人が対象になってございまして、うち沿岸12市町村について見ますと3,757人が対象になってございまして、全児童生徒に対する割合は18.8%でございます。主な人数の多いところの内訳でございますが、大船渡市が739人、陸前高田市が628人、釜石市が630人、大槌町が429人、宮古市が824人、山田町が290人となっております。

以上でございますが、平成25年度につきましては、市町村の計画としては3,591人が対象となっております、うち沿岸12市町村は3,343人となっております。全児童生徒に対する割合は若干減っておりますが、17.5%となっている状況でございます。

○小西和子委員 子供たちは4年目に入りまして、大変な状況になっております。それから教職員も、本当に疲れ果ててしまっているというような状況の中で、校長会のほうで姉妹校のように交流校を決めているのですね。そして、内陸との交流ということで行っておりますけれども、内陸部の学校との交流については、県教育委員会はどうのように考えていらっしゃるのでしょうか。

○松葉特命課長 東日本大震災発災直後に、県校長会が中心となり、被災した沿岸部の学校を内陸部の学校が物心両面において支える、いわゆる横軸連携が始まりました。例えば部活動の場所を失った沿岸部の学校を内陸に招いての合同練習、沿岸部の学校に赴いての交流会などは、被災地の友の心の支えとなる行動でありました。現在、震災から3年が経過した現在も、この学校間の交流は行われております。しかしながら、当初とは少しずつ形を変えておまして、今年度は沿岸部の学校の意向を優先した交流が行われていると伺っております。今後につきましても、交流する両校がお互いに高め合っていくことができるような取り組みとなるよう働きかけてまいりたいと思っております。

○小西和子委員 復興教育の中の交流学習とかいうのをうんと進めてくださいと、そのような議員も一般質問や予算特別委員会でありましたけれども、沿岸部の子供たちや教職員は、もとの普通の生活に戻りたいと言っている、そっちの声のほうが私には多く入ってきます。受け入れるには、それだけのエネルギーが要るのですね。それを子供たちに向けたい、まだ教室に入って勉強できない子供もいるのですよ。そういう子供たちに自分の気持ちを向けたいということで、ぜひ横軸の学校同士で話し合って、沿岸部の学校に負担のな

いような交流ということをぜひ校長会等で話をしていただければ、校長先生たちはすごくいいですと絶対に言うのですね。本当のところはどうかというところを聞いていただければと思います。

次に、教職員の休職等についてお伺いします。14日間以上休職した教職員の人数、割合、それから推移を校類別に。それから、精神疾患で休職している教職員の人数、割合、推移。精神疾患罹患の要因、管理職のパワハラで罹患した人もおりました。まず、そのところをお願いいたします。

○**金田教職員課総括課長** まず、14日以上休職と申されましたけれども、いわゆる病気療養等のお休みという趣旨でございますね。

○**小西和子委員** はい。

○**金田教職員課活課長** 小中学校は、長期休暇については市町村教育委員会の所管で、こちらで把握できないので、高校のデータで申し上げたいと思います。14日以上療養した教職員の数で、昨年9月31日現在ですけれども、県立学校では59人、それから事務局で4人ございました。平成23年度が123人、24年度は98名でしたので、少し減っているなというふうに感じております。

それから、精神疾患での休職でございます。これは休職ですので、こちらで発令いたしますので、小中学校もわかります。それで、事務局は休職1名で、精神疾患はございません。県立学校では18名の休職がございまして、精神疾患が11名。それから、小中学校では42名の休職がございまして、精神疾患が23名ということで、教員のほうは精神疾患による休職は多い状況でございます。ただ、平成23年度が107名中70名でした。平成24年度が89名中55名ということで、ここも少し数的には減ってきているなというふうに感じております。

その要因ということでございますけれども、これはいろいろな人間関係であり、職場等の環境に合わない、性格の問題、あと家庭の状況とか、さまざまな要因が複合してございますので、なかなかこれというところは難しいというふうに考えております。

○**小西和子委員** 管理職のパワハラでということもありますので、そのようなことのないようによろしくお祈いします。盛岡紫波管内を歩きましたが、そのようなことを、私たちは子供に向き合いたいだけでも、そっちのほうが大変なのですよという話もありますので、アンテナを高くして、ぜひ改善の方向に向かうようお願いいたします。

それで、盛岡市では労働安全衛生委員会を立ち上げております。昨年の12月、1カ月間、時間外勤務時間の調査をした結果、100時間以上も時間外勤務をした教職員27人。全員中学校です。いつ、ぱったり倒れてもおかしくない。80時間以上は77人、小学校が2人で、中学校が75人。これを見ていると、中学校の時間外勤務時間がふえているのです、小学校は横ばいなのですが。全部部活かなと思いましたが、校務分掌の仕事が一番に挙げているところがふえていることが大きな特徴だと思います。

盛岡も県教育委員会と同じように、学校訪問をして改善を求めるといったことのようにでは

ありますけれども、県下全体には、まだ労働安全衛生委員会というのが立ち上がっておりませんので、県教育委員会として、こんなに働いて倒れてしまったら、それこそもったいないと思うのですね。精神疾患の人だって、もともとは精神疾患だったのではなくて、例えば長時間労働だったり、パワハラだったり、いろいろなことで罹患して行って、その方々が1カ所の学校に複数いると、ほかの人たちに過重な労働が行くことでドミノ倒しになったりしている現実がありますので、多忙化解消の対策について、ここは教育長にお伺いいたしますし、最後に若者と女性に視点を当てた事業というのが、どの部局にも配置されているということなのですが、教育委員会としてはどのようなものがあるのかお伺いします。

○菅野教育長 多忙化については喫緊の課題だろうと思ってございまして、県立高校においては、先ほど盛岡市の取り組みのお話がありましたが、一つ一つ学校を訪問して丁寧に取り組んでいるところでございます。やはり部活動とか進学指導とかいろいろな課題があるわけですが、特に校務分掌のお話もございましたので、何とか事務的な仕事を改善できる方法がないかということで、これは学校と一緒にやって取り組んでいかなければならない。また、管理職の意識づけも必要だろうと思ってございまして、今後も非常に重要な課題として取り組んでまいります。

○堀江教育次長兼教育企画室長 復興を進め、岩手の未来を切り開いていくためには、若者と女性の活躍が必要だという観点から、全庁的に若者、女性に視点を当てた事業を展開することとしておりますが、教育委員会の場合、私どもの仕事というのは子供たちを支援するのが主な仕事でございますので、私どもの担当する事業のほとんどが、いわゆる児童生徒という若者に視点を当てた事業となるわけでございますが、全庁的な体系から申し上げますと、児童生徒のいわゆるキャリア教育、あるいは日本や世界に通用する人材を育成するためという観点から、例示でございまして、例えばいわて未来創造人サポート事業、学校、地域の協働によるキャリア教育推進事業、さらには日本の次世代リーダー養成塾への参加などを考えております。また、家庭教育の支援という観点からは、家庭教育子育て支援事業など、これまでどおり引き続き実施していきたいと考えているところでございます。

○小西和子委員 女性に視点を当てたという取り組みですけれども、日本は世界フォーラムの男女格差ランキングでは105位と、また4位も下がってしまいました。これは議員の割合が下がったことと、男女の賃金格差があることということが大きいわけです。県でも7割の県民が男性優位の社会であるというふうに県民意識調査で答えているわけでありまして、教育から男女平等ということを進めていくためにも、さまざまな教育内容があるのですけれども、何度も言っていますけれども、性別で分けない名簿を使うような取り組みをしていくことが大きいかなと思います。ぜひ子供の貧困、女性の貧困、高齢者の貧困をなくすためにも、男女平等の意識を強くして、子供たちの幸せのために県教育委員会として取り組んでいただければと思います。

○斉藤信委員 最初に、来年度から進めようとしている高校再編の問題についてお聞きし

ます。どういう考えで、どういうスケジュールで、高校再編を進めようとしているのか改めてお聞きします。

○**福士特命課長** 来年度から立ち上げます検討委員会の考え方でございますが、東日本大震災津波の影響、あるいは少子化が進んでいるといった中で、現場では復興教育の推進、地域の求める人材など、生徒や学校を取り巻く環境等が大きく変化しているというふうに思っていました。それを踏まえまして、まず今後の岩手の高校教育のあり方、どうあればよいかについて議論を行ってまいりたいというふうに思っております。

スケジュールにつきましては、まず来年度、1年かけてじっくりと、そういったところを議論していきたいというふうに思っております。その後については、まだ決めていることはないです。

○**斉藤信委員** これは大震災の直前に報告書が出て、いざというときに震災があった。この間、中断してきたのは当然だというふうに思います。

それで、この間、大きな変化が二つあったと思います。一つはその大震災津波です。もう一つは、来年度から崩されるけれども、高校授業料の無償化です。私は、これは高校教育にとって大変大きな影響を与えるものだと思います。

大震災津波の教訓を踏まえて、高校再編を考えるべきだと思いますが、あの震災津波で、例えば避難所で一番頑張ったのは高校生だったのですね。これは大槌もそうでした、山田もそうでした、高田高校は校舎がやられたけれども、上のグラウンドで本当に避難者を面倒見たのは高校生だったのですね。ああいう一番命が脅かされているというか、そういう状況の中で、私は高校生がすばらしい力を発揮したというのは、どういうふうにこれを生かすのかというのが大事だと思います。

そして今、高校生の中には、地元貢献したい、復興に貢献したいという強い思いがあります。これはどういうことかという、地域に結びついた高校、地域に貢献できる高校だと思うのです。だから、私はこれから高校再編を考えるときに、地域に結びつき、地域に貢献できる高校というのが大震災の一つの教訓だったのではないかと。

最近おもしろいニュース、これ3月16日付の新聞に出たのですけれども、大槌高校生の提言が町の2014年度予算に予算化されたと。B級グルメの開発事業、大槌町探検隊、公園づくり、大槌大運動会の開催、道の駅をつくる、大槌復興塾。高校生が自分たちの町をどうしようかと、こういう提案をして、町もそれを受けとめて来年度予算で予算化したと、私はこれが本当に新しい復興後の一つの生きた姿ではないか、こういうふうに思います。

もう一つ、高校授業料の無償化というのは、いわば高校生を社会で育てるということをやったのです。高校生を社会全体が支える、育てる理念で取り組まれました。どういうことかという、今高校進学率が97%、98%ですね。いわば社会全体で支えるということはもう準義務教育、そういう考えの飛躍が高校授業料の無償化制度。国連人権規約のA項、これも批准をしました。だとするならば、高校全入というのが準義務教育として考えられなくてはならないのではないかと、こういうふうに思います。

実は、戦後の高校というのは、高校全入だったのです、それを目指すと。ところが、1960年代に生徒が激増して、高校の増設が追いつかなくて適格者主義というのが1963年に導入された。それからなのです、高校受験が当たり前になったのは。でも、本来は高校全入だったのです。今高校生が減少しているという、こういう中で、そういう新しい状況が生まれているのではないかというふうに思いますが、これはどなたに聞きましょう。教育長に聞きましょうか。

○菅野教育長 高校を取り巻く環境、今大震災津波からの子供たちの状況について御紹介がありました、まさしくそのとおりでございまして。やはり地域と一緒にあって、どう子供たちを育てていくのか、どういった環境で育てていったらいいだろうか。子供たちもいろいろ目指すものを持っています。地域でぜひとも貢献したいという子供、また世界にはばたきたいという子供、それぞれ一人一人の思いに応えていくために、ではどういった環境で、どういうふうにみんなで育てていったらいいのかということをおっしゃったとおり1年間かけてじっくり議論する必要があると思っております、そういう視点で私どもとしても取り組んでまいりたいと思っております。

○斉藤信委員 今、私は二つ提起したのだけれども。生徒が減少するという事は、教育状況を抜本的に改善するチャンスなのです。この時期にこそ35人学級、30人学級にしようではないかと。世界レベルはもっと少ないですけれども。いわば生徒が減ってくる、先生を減らさなくたって35人学級、30人学級が可能になる。私は、そういう教育条件の画期的改善、強化するチャンスにすべきではないかと。少なくとも10年後を目指してやるわけでしょう。10年後も40人学校で発想するというぐらい貧困なことではないと思います。

それともう一つは、今の高校教育の問題は何かというと、高校間格差が本当に限界まで拡大したということです。いわば生徒がふえたときにどういうことをやったかということ、高校多様化政策なのです。専門学校をつくる、新しいタイプの学校をつくる、そういう形で高校間格差をつくってきた。それが今限界に来ているのです。輪切りのような格好ですよ。私はそういう意味でいくと、この高校間格差を解消する、例えばどの地域にいても進学できる、就職できるという学校をつくっていくことが必要なのだと思うのです。内陸の遠い学校まで行かなければ希望する進学ができないというのではだめなのだと思うのです。そういう形で、沿岸でも、県北でも、きっちり子供たちや家族のそういう進学の期待にも、就職の期待にも応えられる、そういう高校を考えていく必要があるのではないかと。このこともお聞きいたします。

○菅野教育長 現在においても、それぞれの学校においては子どもたち一人一人の希望をかなえたいということで、県内全ての学校において、進学を目指す子供に対しては、そういう指導をしていますし、就職を目指す子供に対しても何とか希望をかなえたいということでやっております。こういったことは引き続き努力してまいりたいと思っております。また、いわゆる子供たちの定数の問題、特に本県の場合、小規模校においては現実的にかなり小規模の学級編成になってございまして、実質的な少人数学級になっている学

校もございますが、ただ制度としてはそうはなっていません。これは、まだ国の標準法がそういう状況になってございますので、県で単独で行うとしますと、当然、国からの財源措置がないところで教職員定数をふやさなければならないということでございますので、その辺については県民の方々と、ぜひとも必要なのであればその分をどう負担していくのかというところも、要するに負担も含めて、いろいろ議論しなければならない大きな課題でもございますので、そういった点も含めていろいろ議論できればいいのではないかと考えてございます。

○**斉藤信委員** 私は高校教育のもう一つの問題点として、例えば平成 24 年度でも中退が 305 人なのです。確かにこの間、減ってはきています。しかし 300 人というのは大変な数なのです。義務教育だったら考えられないのです。義務教育ではないから、こういう退学が起こるのですね。そういう意味でいくと、高校に入った一人一人がしっかり卒業するまで面倒を見るという、こういうふうには高校教育のあり方も考えなくてはならない。高校を中退するとどういうことになるか、まともな仕事につけないのです。これがまた若者の貧困を拡大している問題でもありますから、私は先ほど高校全入という話もしたのだけれども、98%が進学する時代、小学校、中学校と同じように一人一人、最後まで面倒を見るような高校教育にしなくてはならない。これは聞きませんから、私の提案として聞いていただきたい。

次に、臨時教員の社会保険料、厚生年金保険料の対応で、これは郷右近議員が本会議で質問して、本年度から対応しますと、こういう回答でありました。今臨時教員を、例えば年度を越えて採用する場合に、1日とか、3日とか、青森県は1カ月以内、間があいた場合でも、年金、社会保険料は対応すると議会で答えているけれども、岩手の臨時教員の採用の状況と、どういうところまできちんと対応するのか。2月補正の予算は幾らだったのか、これを示してください。

○**金田教職員課総括課長** 臨時教員の社会保険の取り扱いにつきましては、一般質問でお答えしたとおり、厚生労働省が通知したのは、要するに事実上、使用関係が中断することなく存続していると就労の実態に照らして判断される場合というふうな通知でございます。当方の実態からすれば、3日あけるという取り扱いを行ってきておりまして、それについて、この通知の趣旨に沿いまして、引き続かせるという取り扱いをすることを考えておりまして、予算的には2月補正で3,500万円ほど確保しているところでございます。

○**斉藤信委員** そうすると、岩手県の場合は3日あけると。今までは3日あけて、3月31日が基準日ですから、ここで切れていけば企業主の負担がないということになりますよね。実態として、この3日あけると。それ以上、例えば1カ月以内で切られるケースはないのか。青森県では、1カ月以内あいている場合は全部対象にするとなっているのです。だから3日だけで本当にいいのか。3月中に切られる人たちもしっかり対象にすべきだと思うけれども、いかがですか。

○**金田教職員課総括課長** 基本的に今回の補正では、3日あけているという実態が基本的

にありましたので、それについて措置いたしました。ただ、おっしゃるとおり、もうちょっとあいているとか、いろいろなケースがもしかするとあるのかもしれないので、それは労働局のほうにも確認をしながら、これは引き続きさせていいという取り扱いであればそのようにというように対応を考えていきたいと思っております。

○**斉藤信委員** 青森ではそういう対応をしているので、1カ月以内、切れたものまで対象にするということで、それは実態をよく調べて柔軟に。これは改善なので、補正の予算の説明のときにはなかったような気がしたし、私は予算書を改めて見たけれども、ないので。いいことは、ちゃんといいことをやりますと。いいことを隠してはだめなので、改善すべきものはきっちりぜひお知らせいただきたい。

次に、教員の多忙化の問題、私もお聞きしたいのだけれども、これは前にも私は取り上げました県立高校で7.1%が年間100時間を超えると、80時間を超えるのは県立高校で6%と。これは直ちに改善が求められているものではないかというふうに思いますが、これ実数を含めて示して、改善されたのかどうか、改善のためにどういう取り組みをしているのかお答えください。

○**金田教職員課総括課長** ただいまの数値につきましては、平成24年度の調査でございます。今年度のは、まだまとまってございませんので御容赦いただきたいと思っております。それで、今年度につきましては、学校の現場の教職員から直接御意見を聞くなどの機会を設けて、どういう対応をこれからやっていけばいいか、いろいろ考えているところでございますけれども、教職員のほうからは、部活がかなり長時間の超過勤務につながっているというお話は承っております。そこについて、どういう対処がいいのか、いわゆる休養日等を設けるという取り扱いについては過去に通知してございますが、大会等のことを考えて守られていないというか、やりたくなるというか、そういうこともお聞きしてございますので、その辺は、今後実際に現場の先生方とじっくり議論していかないといけないのかなと思っております。そういう取り組みをしまいたいと思っております。

○**斉藤信委員** 先ほど小西議員も盛岡市の教育委員会の調査を紹介したけれども、これはよく分析されていると思うのです。時間外勤務の業務別比率というのを出しているのです。中学校で紹介すると、部活動が35%、校務分掌が24%、授業の準備が15%となっているのです。部活動が35%、校務分掌が24%、私はこの二つがひとつ大きなポイントではないのかというふうに思います。

それで、特別委員会での答弁もありましたけれども、部活動の休養日は7割方やっているとこの答えがありました。よく聞いたら、部活動休養日の徹底は図られているか、当てはまる、これが38.1%、どちらかといえば当てはまる、これが34.2%。曖昧ですね、これね。本当に何やっているのかわからないようなアンケートですよ。

部活動のあり方というのは、部活動を担当されている先生が熱心にやられているということは私も承知しています。自分で車を買ったり、選手を乗せて練習試合に行ったり。ただ、プロの世界でも毎日練習するなんてことをしてないのですよ。本当に強い学校という

のは、休みなく練習している学校ではないと思いますね。そういう意味でいけば、科学的なトレーニングというか、練習というか、そして集中力を高めるようなやり方というのを本格的に考えなければだめだと思いますよ。その点でいくと、ある意味でいけば、そういう啓蒙活動、学校の先生の中に経験値があるのだと思うのです。自分もそうやって鍛えられた、今までやってきた。だから、今までのやり方が変えられないのですね。だから、ある意味でいけば、本当に科学的なトレーニング、練習とは何なのか、子供たちの集中力を高める練習とは何なのか。本格的にこの問題にメスを入れないと、ただ話を聞いてやるという程度では改善されない。大体週に1日も休まないなんていうのは、私は生理学的にも好ましいものではないと思いますよ。

そういう意味で、部活動のあり方、もちろん大会前に集中して練習するのは当たり前ですよ。週1回休むということは、ある意味そのほうが効率的だというような、全国の進んだ経験や専門家の指導、助言を受けて取り組む必要があるのではないかと思います、いかがですか。

○菅野教育長 そういうこともございまして、今スポーツ医科学に私どものほうで力を入れているところでございまして、来年度はそういったアプローチを教員に加えまして学校でお願いしている部外の指導者、そういった方々も対象に今私どもの思いを伝えるような機会を設けまして、全体として効率的なスポーツといいますか、スポーツ医科学に基づいた選手の強化、その両面から取り組んでまいりたいと思っております。

○斉藤信委員 もう一つ、それこそ強化指定校になっている強豪校ですね、遠征、遠征で年間40万円を超えるというのです。私はそういう訴えを聞きました。だから、家庭が負担できない人は、そういうクラブについていけない。本当にそういうやり方でいいだろうかということも検討していただきたい。

あともう一つは、私は盛岡工業の問題で前にも取り上げたのだけれども、春休みに寮が閉鎖になる。定期を買って、一関から朝6時に出て練習に毎日来ているというのです。毎日やめろとは言わない。せめて週1回は休養日にすべきだという案なのだけれど、それにしたって、クラブがあるのに寮が閉鎖されたら、この矛盾もあわせてぜひ解消していただきたいと思います。

いじめ対策で、いじめ防止基本方針、この策定が今大詰だと思ってくれるけれども、岩手県や県教育委員会の方針を決めるときは、大体議会にも1次案とか2次案、きょうは観光基本計画の2次案、最終案の説明があつて議論して、それがさらに修正されていいものになっていくという過程なのだけれども、いじめ基本方針案は議会に全然説明されていない。どこにも出ていないでしょう、こんな秘密裏のね、そういう進め方でいいのかと、これだけいじめが大問題になっているときに。もっとオープンにして知恵を結集して、こういう対策というのは決められるべきではないですか、今の取り組み状況を含めて示していただきたい。

○大林生徒指導課長 いじめの県の基本方針の策定にかかわりまして、まず国のスケジュー

ールといたしましては、御存じのとおり昨年の9月28日に、いじめ防止対策推進法が施行になりまして、同10月11日に国のいじめ防止基本方針が通知になりました。あと国の会議といたしましては、11月初旬に各県の担当者を集めまして説明会を開催、同じくことしの1月末にも各県の担当者が集められまして、これはさまざまな策定にかかる質疑応答、あと情報交換等を行ったというふうなことで、県といたしましても何回か案をつくりまして、これをもとにしながら、学識経験者とか、臨床心理士とか、法律家等から助言をいただきまして、あとは教育委員会だけでこの案をつくるわけではなくて、知事部局との協議というふうなことも現在も繰り返して行っているというふうなところで、今まさに大詰め
の状況で、今月中に策定して4月1日の通知を目指して進めている最中でございます。

○**斉藤信委員** これですべて最後になります。私こんな基本方針の作り方はないと思います。県民の声も聞かない、議会の声も聞かない、基本方針の中で異常だと思えますよ。これだけ全国的な教育問題、社会問題になって、みんなが関心を持っているときに、決まった方針だけ4月1日に通知されるというやり方はないのではないかと。こういう問題こそ、議会の意見も聞く、県民の知恵も結集するというやり方が当たり前ではないのかと。だから、教育委員会は秘密主義だと言われるのではないですか、これは最後に教育長に聞いて終わりますから。

○**菅野教育長** 先ほど生徒指導課長から御説明しましたとおり、国から基準が示され、そしてそれをしんしゃくして県で定めるということになります。極端に言うと、しんしゃく基準ですので、国の定めた方向性に基づいてやるということにはなりますが、ただ、本県の実態からして、実態がどうなのかというところで、専門家の方と色々な議論をしなければならないということで、今ここに至っていると。若干おくれぎみだということはおわびを申し上げなければならないと思いますが、いずれにいたしましても学校が困らないように、何とかしかりとした方針が示せるように私どもも引き続き努力してまいりたいと思っておりますので、どうぞ御理解いただきたいと思えます。

○**吉田敬子委員** 私からは復興教育の1点のみについてお伺いいたします。先日、道徳の教科書と、小学校1年生の来年度に導入されるものだと思うのですが、たまたま入手させていただきまして、これは岩手県版になっていて、その岩手県版の中にはチャグチャグ馬コの話や紫波町のたき火という歌が紫波町出身の方が書いているからということと、西和賀のカタクリの花という物語と、加えて、夢灯とあって、これは震災直後から盛岡城跡公園で市民団体が立ち上げてやっている祈りの灯火という、盛岡広域8市町村がやっている事業が入っているのを見ました。これは来年度からの1年生のものだと伺っているのですが、これが復興教育の一環であるものなのかと、どのような背景から、今回この夢灯が入ったのかということと、学年は小学校1年生のみでの取り扱うものになっているのか、そして私は勉強不足ですが、道徳の教科書は毎年変わっているわけではないと思えます。復興教育の一環かどうか分からないのですが、毎年これが今後入れられていくものなのかをまずはお伺いいたします。

○佐藤義務教育課長 道徳教育は、学校の教育活動全体を通して行われるものでありまして、その中で、補充、深化、統合する時間として道徳の時間というのが年間 35 時間設定しております。その道徳の時間を進めるために副読本を使っている学校が県内では多数ございます。今お示しいただいたものは、民間のところで発行している副読本と呼ばれるもので、全ての学校、子供たちが持っているものではございません。ただ、本県の郷土資料等も掲載されておりますので、それを目的に使っている学校もあるかと思えます。

今回、いじめ等にも端を発して、より道徳的な考え方を子供たちにとということで、私たちの道徳という副読本が文部科学省のほうから編集されて、子供たちに配られるということになっておりますので、それとはまた別なものというふうになります。

もう一つ、PRになりますけれども、県教育委員会として出している副読本としては、たまたま持ってきたのですけれども、小学校、中学校のほうに、このように郷土の先人に学ぶ、ということで副読本を作成して使用しているというところでもあります。復興教育との関係については松葉特命課長のほうからお願いいたします。

○松葉特命課長 岩手の復興教育については、県で進めているものでございまして、その道徳の最後のほうにあります県版ということで、岩手県に関する資料が入っていると思います。これは、全ての学年に入っております。私の聞くところによりますと、今回この各教科書会社がこれを作成するに当たり、震災後のことを受けまして、いわゆる震災後の思いとかも道徳の中でも資料として扱っていき、県版のところでは、岩手の復興教育というのを道徳の中でもやっていきということで、そのような意味合いで入れたというふう聞いております。

○吉田敬子委員 実は、この道徳をつくる段階で岩手県版の道徳資料作成委員会があるということでお伺いして、今は本宮小学校と向中野小学校が分かれてしまったのですが、もともとは本宮小学校にいた校長先生だとかがすごい一生懸命になって、今回これをここにに入れてほしいということで頑張られて、こういう形になったと伺っています。実際、盛岡でやっている事業ではあるのですけれども、盛岡広域の 8 市町村の教育委員会を通じて、子供たちに、実際に 1 万個の灯籠を、岩手だけでなく日本中から、世界からもいただいているのですけれども、そこに参画している子供もいる中で、こういうのというのは本当に素晴らしいことだなと。ただ、民間がつくられたもので、全校配布で、全校の生徒さんが見られることではないということで、ちょっとそこは残念だなとは思ったのですけれども。きょうでなくてもいいのですが、これがどこの小中学校等で使われているか、もし後でいただけたらと思っています。震災から 3 年がたって、私たち大人よりも、子供たちがこれから 30 年、50 年とそれを伝えていかなければいけない子供たちが、それを 1 年生からこうやって学べるというのは、私は本当に素晴らしい教科書というか、これは道徳なのですけれども、そう思いました。県で復興教育の別の教科書があるということだったので、ぜひ子供たちの復興教育にますます力を入れて頑張ってくださいと思います。

○高橋元委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋元委員長 なければ、これをもって教育委員会関係の審査を終わります。

3月末をもって菅野教育長は定年を迎えられるということでありまして、ほかにも多数定年を迎えられ、あるいは異動される方がおられるということでありまして。長い間、大変ありがとうございました。

皆さんを代表して教育長から一言、お願いしたいと思います。

○菅野教育長 済みません、一言だけ。3年間大変ありがとうございました。

先ほど斉藤委員からも御紹介ありましたが、震災後、子供たちはあの環境の中で、本当にいろいろ活躍して頑張ってくれたと思います。実際に高田高校の校長が、改めて私たちは、この高校生を誇りに思いますということを文章に書いています。そのとおりだなと思ってございます。そういった中で教育に携わらせていただいたことに感謝を申し上げ、今後とも引き続き岩手の子供たちのために御支援いただくことをお願い申し上げ、御礼の言葉にかえさせていただきたいと思います。大変ありがとうございました。

○高橋元委員長 御苦労さまでございました。

教育委員会の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

委員の皆様には次回の委員会運営及び委員会調査について御相談がありますので、少々お待ち願います。

それでは、次回の委員会運営についてお諮りいたします。次回、4月に予定しております閉会中の委員会についてであります。所管事務の調査を行いたいと思います。調査項目については、東北地方産業競争力協議会の取りまとめ結果としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋元委員長 御異議ないようですので、さよう決定いたしました。

なお、詳細については当職に御一任願います。追って、継続調査と決定いたしました件につきましては、別途議長に対し、閉会中の継続調査の申し出を行うことといたしますので、御了承願います。

次に、委員会調査についてお諮りいたします。当委員会の来年度の委員会調査についてであります。お手元に配付しております委員会調査計画（案）のとおり実施することとし、5月の調査の詳細については当職に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋元委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。